

## 平成25年第1回砂川市議会定例会

平成25年3月18日(月曜日)第5号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1
- 議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
  - 議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
  - 議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
  - 議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について
  - 議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
  - 議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

- 議案第 32号 議決事項の変更について  
議案第 7号 平成25年度砂川市一般会計予算  
議案第 8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 9号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計予算  
議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算  
議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算  
[第2予算審査特別委員会]

散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について  
議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について  
議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について  
議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について  
議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について  
議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について  
議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）  
 に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について  
 議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について  
 議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について  
 議案第32号 議決事項の変更について  
 議案第7号 平成25年度砂川市一般会計予算  
 議案第8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
 議案第9号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計予算  
 議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算  
 議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算  
 [第2予算審査特別委員会]

○出席議員（14名）

|              |               |
|--------------|---------------|
| 議長 東 英 男 君   | 副議長 飯 澤 明 彦 君 |
| 議員 一ノ瀬 弘 昭 君 | 議員 増 山 裕 司 君  |
| 増 井 浩 一 君    | 水 島 美 喜 子 君   |
| 多比良 和 伸 君    | 増 田 吉 章 君     |
| 土 田 政 己 君    | 小 黒 弘 君       |
| 北 谷 文 夫 君    | 尾 崎 静 夫 君     |
| 沢 田 広 志 君    | 辻 勲 君         |

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1．本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 砂 川 市 長       | 善 岡 雅 文 |
| 砂川市教育委員会委員長   | 高 橋 仁 美 |
| 砂川市監査委員       | 奥 山 昭   |
| 砂川市選挙管理委員会委員長 | 其 田 晶 子 |
| 砂川市農業委員会会長    | 奥 山 俊 二 |

2．砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|       |         |
|-------|---------|
| 副 市 長 | 角 丸 誠 一 |
|-------|---------|

|                |      |
|----------------|------|
| 市立病院長          | 小熊豊  |
| 総務部長<br>兼会計管理者 | 湯浅克己 |
| 市民部長           | 高橋豊  |
| 経済部長           | 栗井久司 |
| 経済部審議監         | 田伏清巳 |
| 建設部長           | 金田芳一 |
| 建設部審議監         | 古木信繁 |
| 建設部技監          | 山梨政己 |
| 市立病院事務局長       | 小俣憲治 |
| 市立病院事務局審議監     | 佐藤進  |
| 市立病院事務局審議監     | 氏家実  |
| 総務課長           | 安田貢  |
| 広報広聴課長         | 熊崎一弘 |

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|         |      |
|---------|------|
| 教 育 長   | 井上克也 |
| 教 育 次 長 | 森下敏彦 |

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 監 査 事 務 局 局 長 | 中出利明 |
|---------------|------|

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 湯浅克己 |
|-------------|------|

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

|                   |      |
|-------------------|------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 栗井久司 |
|-------------------|------|

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

|           |       |
|-----------|-------|
| 事 務 局 長   | 河端一寿  |
| 事 務 局 次 長 | 高橋伸二  |
| 事 務 局 主 幹 | 佐々木純人 |
| 事 務 局 主 幹 | 吉川美幸  |

開議 午前10時00分

開議宣告

○議長 東 英男君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- 日程第1 議案第13号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第15号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について
- 議案第14号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定

について

議案第 27 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 28 号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 29 号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について

議案第 30 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第 31 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

議案第 32 号 議決事項の変更について

議案第 7 号 平成 25 年度砂川市一般会計予算

議案第 8 号 平成 25 年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 平成 25 年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第 10 号 平成 25 年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第 11 号 平成 25 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 12 号 平成 25 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 東 英男君 日程第 1、議案第 13 号 砂川市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第 15 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について、議案第 16 号 砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の制定について、議案第 17 号 砂川市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について、議案第 18 号 砂川市における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置の技術的基準に関する条例の制定について、議案第 14 号 砂川市立病院専用水道に係る水道技術管理者の資格に関する条例の制定について、議案第 25 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 砂川市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 26 号 砂川市ごみ処理場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 27 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する

条例の制定について、議案第28号 砂川市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託に関する規約の制定について、議案第30号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第31号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第32号 議決事項の変更について、議案第7号 平成25年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成25年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成25年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成25年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成25年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成25年度砂川市病院事業会計予算の26件を一括議題とします。

各議案に対する総括質疑を行います。

これより議案第13号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第13号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第15号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第15号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第16号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第17号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第17号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第18号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第18号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第14号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第14号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第25号、第19号から第24号まで、第26号から第32号までの一括総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第25号、第19号から第24号まで、第26号から第32号までの一括総括質疑を終わります。

続いて、議案第7号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） おはようございます。議案第7号 平成25年度砂川市一般会計及び市政執行方針に対する大綱的な総括質疑をさせていただきたいと思っております。私は、今回2点について大きくお伺いするものでございます。

まず、1点目ではありますが、子育て支援対策についてでございます。市政執行方針では、子育て支援策として、安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、子育てと仕事の両立を支援するため、公設公営の学童保育について保護者負担金を軽減し、子育て支援を推進してまいりますと述べられ、条例において各種削減案が具体化されているところでございます。ご承知のとおり、学童保育は開設以来、長きにわたり利用料引き下げの考えがこれまで示されずに継続されてきておりますけれども、開設から10年目に当たる今回、その利用料を軽減するに至った経緯とその考え方についてお伺いしたいと思っております。

続きまして、2点目は、防災対策についてであります。大規模停電の対策といたしまして非常用蓄電池の導入や毛布、ストーブ等、災害時に必要な物資の備蓄により防災体制の強化、充実を進められると市政執行方針で述べられておりますけれども、その備蓄の規模と具体的にどのような災害を想定されているものなのかをお伺いし、初回の質疑とさせていただきます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から、子育て支援の推進において公設公営の学童保育所の利用料を軽減するに至った経緯と考え方についてであります。学童保育所の保育料につきましては、国から示されております運営費のおおむね2分の1を保護者にご負担いただいておりますが、平成16年度から21年度までは保護者負担率が50%を境に増減し、平成21年度については48.7%となっておりますが、平成22年度から入所児童がふえたことに伴う保育料収入が増加したことにより、平成22年度が56.5%、平成23年度が54.5%、平成24年度についても決算見込みベースで試算したところ、おおむね51%となり、この3年間は50%を超えていることから、今後も50%を超える状況となることが考えられるところであります。このことから、保護者負担の軽減を図り、負担割合を2分の1以下とするため、通年利用の保育料を月額1万円から月額9,0

00円とし、短期利用の保育料等も軽減することにより、平成24年度決算見込みベースでの保護者負担割合が約46%に下がるものであります。以上により平成25年度の主な子育て支援策として学童保育料を軽減させていただいたところであります。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから2点目にありました防災対策について、大規模な停電発生時の対策や物資の備蓄に関する規模と、具体的にどのような災害等を想定しているかについてご答弁を申し上げます。

昨年11月27日に室蘭市や登別市で発生した暴風雪による大規模停電では、家庭におけるエネルギー源として電気の割合が増加している中、特に冬期間であったため、市民生活に大きな影響を与え、電源を必要とするストーブが使用できず、避難を余儀なくされる世帯が多数出たところであり、また市役所庁舎内でもパソコン、プリンター及び電話等が使用できないため、職員間の情報共有が困難となり、災害対策本部としての機能に支障を来したことなど、停電発生時の課題が浮き彫りになったところであります。このような停電事故につきましては、当市においても起こり得ると認識しているところであり、大規模停電時に住民避難が必要となる場合に備えて、避難所を開設するために必要な電源を確保するため、発電機、車両用の直流、交流インバーター等を購入するとともに、情報収集に必要な災害用LEDライトつきラジオ、冬期間の対策として電源を必要としない石油ストーブ等を購入することで避難所としての体制整備を進めてまいりる考えであります。また、災害対策本部の機能を確保する方策として、非常用蓄電池を購入することでパソコンやプリンターを使用できる状態を維持するとともに、携帯電話の充電等にも活用することで情報伝達の円滑化を図ってまいります。

次に、備蓄の規模及び想定している災害についてであります。災害発生直後から本格的な救助活動が始まるまでの間、緊急かつ応急的な物資を市民に供給するために、当市では24年度から計画的に備蓄品の整備を進めているところであります。備蓄品に係る必要数の設定につきましては、震度6強の大規模な地震が発生した場合の避難者数をおよそ2,000人と想定していることから、毛布など個人に配布する物資について2,000人分を目標値として3年から5年をかけて備蓄に取り組むこととしているところであります。具体的な備蓄品目といたしましては、24年度に食料品としてアルファ化米、生活必需品として毛布とアルミマット、暖房対策として電源を必要としない石油ストーブなどを購入しておりますが、25年度には保存用のパン、保存用飲料水、毛布、アルミマット、石油ストーブを購入する予定であり、災害発生の初期段階における被災者の生活支援が適切に行われるよう対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 ただいまご答弁いただきまして、まず子育て支援策ということで1つ目にお伺いしましたが、これまでたびたび私も質疑申し上げているところなのですが、

一番近いところでいえば昨年の決算のときなのですけれども、50%、おおむね2分の1の負担ずつでやりましょうよという考えの中から、保護者負担率が上がってきているので今回は下げるのだということで、わかりました。ずっとこれをすごく心配しておりまして、前菊谷市長時代からずっと言ってきておりまして、しつこいというふうに言われるのだと思うのですけれども、そのとおりで、これは本当に私もつかんで離さないといいますが、しつこくやってきたのも、これ事実でありまして、今回市長が善岡市長にかわられて、学童保育も今度10年目ですけれども、いい機会だったかは別としましても、今までできていなかったことができたということは非常に、これいいことだなというふうに思っていますし、やはり子育て支援というのは、大きなくりで子育て支援とお伺いしたのですけれども、これは将来の砂川市を展望したときに私は大事な事かなと思うのです。鶏が先か卵が先かという話もありますけれども、働く場所とか居住環境とかもちろん必要ですけれども、実際に独身の若い方々のご結婚されて子供を育ててと考えていったときに、果たして安心して子育てができるのかというところがやっぱり一番考えるところだと思うのです。砂川市は、こうして1歩も2歩も前進したわけで、私はすごくよかったなというふうに思っていますし、やはり砂川市の将来にとって子育て支援というのは一番かどうかわかりませんが、私の気持ちの中では一番ですけれども、本当に必要だというふうに思っています。そこで、昨年も乳幼児医療費の関係でいっても、私もこれもずっと言ってきていましたけれども、できていなかったことが市単独で年齢延長という形で市長の政策で行っていますし、やはり子育てに関する考え方、ご認識とまで言ったらちょっと言い過ぎなのかもしれませんが、私はすごく私の思いと共通するところがあるのではないかなというふうに、近年ちょっと市長かわられてから特に思うのです。その辺やはり先ほどから言っていますけれども、砂川市の将来というものを考えたときに子育て支援対策というものがどのような必要性を持っておられるのかという認識につきまして、市長にお伺いしたいなというふうに思っています。

それから、2点目ではありますが、防災対策については2,000人を目標に毛布ですとか、あと食料のパン、水、そういったものも備蓄されていくということで、備えあれば憂いなしということで、これ何もなければ何も無いにこしたことはないのですけれども、何かあったときのためにということで、防災対策というのはやはり必要なのだと思います。

一方、ちょっとお伺いしたいなというふうに思うのですけれども、想定されるのが先ほど地震の話も出ておりましたけれども、ゲリラ豪雨というのですか、そういったものもあって、水害というのでしょうか、砂川市でいうと内水をいかに排出するかという部分もあるのだと思うのですけれども、そういった部分でも近年、砂川市内でも地区ごとに結構水についてしまったりとかいうのもあって、昨年も私も所管のほうで市内のそういった視察も委員会ですらさせていただきましたけれども、そういった未然につくところは例えばポンプをあれしたりですとか、きちっと排水できるようにしたりとかという対策も、これは防災

といいますか、大規模災害の未然防止という観点からやってもらっていると思うのですが、まだまだやらなければならないところというのは市内に何力所かありまして、そういったところの対策も追って必要になってくると思うのですが、あわせて災害といいますか、防災の観点からそういった部分につきましてどのような進め方をされているのかということをお伺いしたいと思います。

以上をお願いします。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 砂川市の将来を展望したときに子育て支援の重要性をどのように市長は認識しているのかという質問でございます。その前に、まずは学童保育の負担金、平成16年にこの制度がスタートするときから一ノ瀬議員は質問をされておまして、節目、節目で10年間これにこだわり続けたことに本当に心から敬意を表するものでございます。私も当時、総務部長で、16年のときに予算審査特別委員会の質疑を聞いておまして、理事者側の答弁として基本は50、50でいくと。これがある程度差がついたときには見直しをするのだという答弁を私も記憶をしております。ただ、スタートした当初は安定せず、保護者の負担が50を超えたり、50を切ったりと、それを繰り返していたと。たまたまということもないのですけれども、22年から23年、24年と3年間は保護者の負担のほうが超えていると。こういう状況を見たときには、やはり当時の理事者が約束した事項についてはきちんと見直すべきであろうということで、今回改正をしたところでございます。私がやったというより、負担割合がそういう負担になってきたということでご理解をいただければというふうに思っております。

それから、子育て支援に対する市長の考え方と。大変難しい問題でございますけれども、やはり子供たちというのは日本の将来の宝であり、次代を担う人材でございます。これに対する対策は、それぞれの市町村、いろんな対策をとっているわけでございますけれども、私が市長になってからで申し上げるとファミリーサポート事業、それから今回負担率の引き下げ、それと就学前の乳幼児の医療費の無料化、ただ乳幼児に関しては現金給付は国、現物給付は市町村だと、そういう色分けはされておりますけれども、私は持論としては乳幼児の無料化については財政力によって市町村に差があってもいいのだろうか。本来は、これは国が一律的にやるべきものだろうと。だけれども、なかなか国はこういうところに手を出してくれないから、市町村がそれぞれの中でやっていかなければならないと。これは、決して満足できるものというふうに私は認識してございませんけれども、やはり砂川市も生き残っていかなければならないと。ですから、財政基盤、財政規律を見ながらいろんな施策をやっていかなければならないものというふうに考えておりますし、またその重要性は十分認識しておりますので、今後も住民ニーズ、お母さんたちの意見に耳を傾けながら、持続可能な財政基盤、これも視野に入れながらいろいろ考えてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 防災対策のうちの近年見られますゲリラ豪雨対策ということの質問であったかと思えます。近年、異常気象といいますが、その影響によりましてゲリラ豪雨ですとか、あとは強風ですとか竜巻ですとか、いろんな災害が今まで見られなかったものが発生するような状況になっているところと感じているところでもあります。ゲリラ豪雨に対する対応といたしましては、まず議員おっしゃられましたとおり内水排除のための工事等も順次、現在進めているところでありますし、例えばそのような状況が発生が予想されたときのポンプの設置なども、これについての準備も的確にできるような形の中で今考えていきたいというふうに思っております。また、ソフト面といたしましては、現状、札幌管区気象台のほうから小さいエリア、市町村のエリアの中の降雨の情報も発信できるような状況になっておりますので、それらを含めながら降雨状況等も確認しながら、ゲリラ豪雨等にも対応していきたいと思っております。今年度地域防災計画の見直しを行う際には、このような近年発生しております、それらの今まで余り考えられなかった災害等についても対応できるような計画としていきたいというふうに考えておりますので、その点ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 ご答弁いただきまして、子育て支援の関係につきましては市長からご答弁いただきまして、子育て支援対策の重要性という部分につきまして認識が共通しているのだなということで、非常にうれしく思っています。私の生まれたところはちょっと田舎なのですが、30年前といいますが私は小学生とかの時代なのだと思うのですが、当時は私が小さかった田舎では2クラスとかという、それでも少ないかもしれませんが、2クラスはあったのです。そうすると、やっぱり40人以上という子供たちがいたのですが、今はもう実に学校の存続が危ぶまれるぐらいに本当に子供さんが少なくなって、子供がいないということは若い人はいないですから、お年寄りの高齢化率がどんどん、どんどん上がってしまって、支える側がいないのです。本当に町の存続というものが今後どうなってしまうのだろうということを私すごく心配しているのですが、思い返すと私が議員に初当選させていただいたのは平成15年でした。そのときは、砂川市の高齢化率というのは25%台に乗ったばかりのところだったので。それで、その中で一般質問でしたでしょうか、その中で平成20年には高齢化率30%を突破するよねという話もさせていただきまして、いよいよそうなったときには、高齢化率が高くなってくるといことは決して悪いことだとは私は思っていないのです。それだけ長生きできるということですから。そこをいかにして支えていくかというのは、若い者にかかっているのです。ですから、私はそういったところで支えていただくというためにも、やはり子育て支援に力を入れていって、若い人たちを応援していって、市としては応援していきながら、若い人に支えてもらうという、そういうスタイルでいかないと、今から例

えば30年後という長いスパンで見たときにどういう姿になっているのかなとなったら、先ほどご紹介させていただきました私の先ほど言った田舎みたいなような形になったのでは、これはもう本当に大変だなというふうに思うものですから、子育て支援というのは充実していかなければならないなというふうに思っています。今の市長のお言葉をいただいて、安心したなという気持ちです。今後も私も微力ながら協力させていただけるところは協力させていただきたいと思しますので、ぜひとも子育て支援のほうに力を入れていただければというふうに思います。これは要望ですので、質問ではございませんので、結構でございます。

それと、防災対策につきましても、これまで計画的にやられていたことも私承知していますし、また今回こうやって形に見えるようなもので備蓄ということも進められておりますので、やはりここも何かあったときの備えでありますから、市民の命を守るといいますか、安心、安全をとという観点から、お金のかかることなのだろうと思うのですが、ぜひともここもそういった部分では市民の財産を守るといっても大切なことですので、鋭意努力していただきたいことを申し上げまして、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員（登壇） 私は、教育行政執行方針の中から2点について総括質疑をいたします。

1つ目は、砂川市家庭教育サポート企業やいきいき家庭セミナーを実施するなど、家庭教育の充実に向けた取り組みを推進していくとありますが、どのような内容であるのかを伺います。

2つ目は、郷土資料室では学校に対する郷土資料の情報提供や特別展示などを通して郷土資料に触れる機会を提供していくとありますが、具体的にどのような内容であるのかを伺います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから、順次2点についてご答弁を申し上げます。

初めに、砂川市家庭教育サポート企業やいきいき家庭セミナーを実施するなど家庭教育の充実に向けた取り組みを推進していくとあるが、どのような内容であるのかについてご答弁申し上げます。全国的に家庭の教育力、地域の教育力の低下が課題とされ、指摘されていることから、学校、家庭、地域、企業などとの連携を強化し、学習機会の提供を行い、家庭教育に関する共通理解を図るため、砂川市家庭教育サポート企業、いきいき家庭セミナーなどの事業を実施しております。初めに、砂川市家庭教育サポート企業についてでございますが、平成23年度に取り組みを開始し、現在76社の企業の登録をいただいております。家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む市内の企業へ、教育委員会から

情報を提供するなどして連携を深めているところであります。また、企業の取り組み内容といたしましては、従業員が参観日などの学校行事へ参加しやすい職場環境の整備を初め、子供たちへの職場見学、職場体験の実施、安全、安心な地域づくりにかかわる事業への協力などを行っていただいておりますが、今後におきましてもさらなる取り組みの拡大を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、いきいき家庭セミナーの取り組み内容についてでございますが、PTAがみずから企画、運営し、保護者が抱く家庭教育の悩みや現代的な課題の解決を目指して各小中学校で実施するセミナー、PTA連合会が全市的に実施する講演会、教育委員会が子供を持つ保護者を対象に子供の心理や親の役割などを中心とした内容で行うセミナーなど家庭教育力向上に向けた事業展開を図っていくところでございます。これらの事業を通しまして、学校、家庭、地域、企業との連携を深め、家庭教育を支援する体制づくりをさらに推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、郷土資料室では学校に対する郷土資料の情報提供や特別展示などを通して郷土資料に触れる機会を提供していくとあるが、どのような内容であるのかについてご答弁を申し上げます。郷土資料室は、砂川の歴史や風土を学ぶ施設であり、郷土資料を有効活用することで子供たちの郷土への関心を高め、歴史や文化を次世代へ継承していくことが重要な役割であります。学校に対する郷土資料に関する情報提供につきましては、地域が学校運営の支援を行う砂川市学校支援地域本部事業における手引の中で、学校への郷土資料の貸し出しリストを掲載するなど積極的に取り組んでいるところでございます。また、郷土資料に触れる機会として、各学校からの団体見学を受け入れておりますが、平成24年度では市内小学校4校から9回、合わせて325名の児童と教員が郷土資料室を訪れて、社会科で行う地域学習などの一環として有効に活用されているところでございます。さらに、特別展示につきましては収集した郷土資料の中からテーマを決め、展示することで、郷土に対する理解をさらに深める機会として実施してございます。その際、実際に資料に触れることができるような展示の工夫などを行っており、この期間に郷土資料室を訪れる学校もあるなど来館者の皆さんに大変喜ばれているところでございます。これからも貴重な郷土資料の有効活用を図ることにより、子供たちが砂川の歴史や文化を知り、ふるさとを大切にする気持ちが継承されていくよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 わかりました。答弁をいただきまして、2回目質問させていただきます。

1つ目の砂川市家庭教育サポート企業の取り組み内容について、今年度行われた具体的な事例などをもう少し詳しく聞かせていただきたいなと思いますし、いきいき家庭セミナーについては実際にどのくらいの参加者がいたのかを伺います。

2つ目は、子供たちの故郷、砂川に対する郷土愛を育て、将来にわたって住みたいと思えるように努めていくことが大変重要なことであるので、その学習の拠点として郷土資料

室の有効活用が今後も図れますよう望んで、郷土資料室の質疑は終わります。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 ご質問の家庭教育サポート企業の昨年度の取り組みの具体的な事例、それからいきいき家庭セミナーの参加人数等に関するご質問でございます。家庭教育サポート企業の関係につきましては、多くの企業がそういった趣旨に賛同していただいて参加をしていただいております、それぞれネイパル砂川の主催事業であります、ほっかいどうファミリーキャンプ、こういった事業も行われているわけでございますけれども、そういった事業の際に、農園での野菜の収穫体験ですとか、自然の家と農園との交通手段、こういった部分につきましても企業の皆さんが協力をしていただいているというところでございますし、また石山中学校2年生の職場体験事業、こういった部分につきましても14社という企業の皆さんが、大変手数がかかるのですが、協力をいただいているところでございます。また、社会教育のほうで所管をしております生涯学習市民の集い、こういった部分につきましても、企業の皆さんが子供たちも含めていろいろ技術的な部分で木工細工ですとか、そういった部分に材料もそろえていただく中で協力をいただいているというところがございます。また、そのほかにも学校での体験活動への協力ですとか、そういった部分もいただいております。

また、教育委員会からの情報提供という部分でございますけれども、これらにつきましては毎月学校や教育委員会で行う行事予定ですとか不審者情報、子供たちを安全に見守り、育てるという視点から、そういった情報もお知らせをさせていただいているところでございます。

また、サポート企業の関係では、やはり今後もどんどん充実をさせていきたいということでございまして、昨年、砂川市家庭教育サポート企業研修会、これを開催してございます。これらにつきましては、18社の企業の皆さんが参加をしていただきまして、それぞれ3件ほどですけれども、3社のほうで取り組んでいる、そういう活動の事例発表、こういった部分を行いながら、情報の共有化を図りながら、今後ますますサポート企業にかかわる取り組みを充実していくように取り組んでいるところでございます。

また、いきいき家庭セミナーの参加人数でございますけれども、これらにつきましては先ほども1回目ご答弁をさせていただいておりますけれども、各学校でのセミナーの部分につきましては7回ほど使用してございます。また、PTA連合会の講演会、これにつきましては1回、それから教育委員会が実施するセミナーにつきましては3回実施してございまして、これらの11事業につきまして全体で407名の皆さんが参加をしていただいております。

先ほどファミリーサポート企業の関係で昨年度ということでお話しさせていただきましたけれども、これは平成24年度ということで、済みません。よろしく願います。

以上、サポート企業、それからいきいき家庭セミナーということで、やはりこれらの事

業を通して地域の皆さんの協力が得られるように、また家庭における皆さんの教育に対するそういう意識高揚を図っていくという観点からも、教育委員会としては地域の中で子供を見守り、育てると、そういった環境をしっかりと構築をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 わかりました。

現在、子供を取り巻く環境は大きく変化してきていまして、そうした中で教育が果たす役割は大変重要だと考えます。その役割は、やっぱり学校だけでなく家庭や地域、さらに砂川市ではサポート企業も協力して取り組んでいるということは大変すばらしいことだなと思っております。今後もより多くの方が子供たちの育ちを支えていく体制をつくっていくことが重要なことだと考えますので、さらなる事業の充実をお願いしまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） それでは、私のほうからは議案第7号、一般会計予算並びに市政執行方針に対する質疑を大きく分けて8つほど質問させていただきます。

まず、1つ目といたしまして、砂川市は今後、超少子高齢化社会に突入する現実を前に、協働のまちづくりということで推進しているわけなのですが、その上で市政執行方針にもあります共に歩む社会の推進ということで、市民活動を担っていく人材の育成ということがありますけれども、活動を担う人材の育成は大変重要であると思っておりますが、その育成に対する取り組み方についてお伺いいたします。

2つ目に、本年度、防犯灯1,400灯がLED化されるわけですが、その工期というか、LED化されるスケジュールですが、そういったことと、それから昨年度より既に町内会等と各調整しているかと思っておりますので、その取り組みと、それからそのときに問題点などがあれば教えていただきたいなと思っております。

次に、3つ目、人口減少と自家用車の普及などにより地域公共交通の利用率が低下したことにより、地域のバスとか、そういったものの運行路線、そして便数がかなり減っております。そのことにより市民の利便性は確かに低下してしまった部分もありますし、そういうことが今後のまちづくりに対しても影響が出るのではないかと懸念しております。一方、他市町村でも地域公共交通に取り組んでいる地域はたくさんあるのですが、大都市以外はどこも地域公共交通をやっても利用率はなかなか上がらなくて、多額の経常経費として市の財政を圧迫しているというような状況もございますので、慎重に進めていかなければいけないのだなというふうには感じているのですが、そこで今回、地域公共交通会議が始まりまして、これから実証実験等やっていくということでございますので、今後どのような地域公共交通の取り組みに向けて流れを想定しているのか、また実証実験ですか、その運行的な時期等について今わかっている範囲でお答えいただけ

ればと思います。

次に、4つ目といたしまして、有害鳥獣対策として、このたび市政執行方針にありますけれども、人的被害の防止を目的とする鳥獣忌避装置の設置ということがあります。こちらの設置をすることに当たる経過と、それから忌避装置の効果、効能といいますが、そういったものを教えていただければと思います。

次、5つ目として、地域おこし協力隊についてですが、昨年度来、地域おこし協力隊、砂川市も取り組んでみてはいかがかということで、一般質問を通して質疑させていただいてきたわけなのですが、このほどまちづくりをやっていく上で地域おこし協力隊制度を導入しようということになったということなので、地域おこし協力隊というのは単年度制で、最長3年ということもありますけれども、砂川市がこれから導入していく上で、その地域おこし協力隊の活動に対するイメージというか、どういうふうな形で砂川に貢献していただくというふうな考え方をしているのかと、並びにその考え方に基きまして、恐らく募集要項的なものがつくられていくのではないかなと思いますので、その募集要項の概要、それから単年度制ではありますけれども、基本的には1年、2年、3年、最長3年ということなのか、その前に募集要項、ことしのイメージとともにスケジュール的なもの、いわゆる募集要項をやって、面接をして赴任という流れになると思いますけれども、そういった部分でのスケジュール等教えていただければなと思います。

そして、6点目として、市政執行方針にまた地域おこし協力隊を置いてということですが、新たににぎわいを生み出す拠点施設ということがありますけれども、こちらをどういった考え方に基づいてやっていくのかということをお聞かせいただきたいなと思います。

次に、7点目、教育行政執行方針の中で特別支援教育支援員の1名増ということがありますけれども、この1名を増員する主な理由並びに特別支援教育支援員の業務内容と、特に資格等、何か特別な資格が必要なものなのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいなと思います。

次に、8点目、同じく教育行政執行方針の中から放課後子ども教室というのがありますけれども、こちらは道からすばらしい事業ですねという賞をいただいたというふうに思っておりますけれども、現在2校、空知太小学校と豊沼小学校ということになると思いますが、せっかくなので、現在なぜ2校なのか、それから、またそれを2校から3校、4校とふやしていくお考えはないのかということをお聞きしたいと思っております。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員の1回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前 11 時 02 分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて総括質疑を続けます。

多比良和伸議員の1回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから1点目の市民活動を担っていく人材の育成への取り組みと3点目の地域公共交通会議についてご答弁を申し上げます。

初めに、市政執行方針、共に歩む社会の推進における市民活動を担っていく人材の育成への取り組みについてであります。本市の市民活動につきましてはボランティア団体やNPO法人などのほか、PTAや子供会、老人クラブ、スポーツ団体など市民が参加して主体的に活動する各種団体が多数あり、福祉、教育、文化、スポーツ、環境、まちづくりなどといった、さまざまな分野で活躍されているところであります。このことは、協働のまちづくりを進めていく上で欠かすことのできない大切な役割を担っている活動であると認識しておりますが、昨年度から行っている市民活動団体との協働のまちづくり懇談会では、会員の高齢化や活動に参加する人が不足しており、今後の活動の継続に不安があるなどの課題について意見を伺っているところであります。これらの課題から、総合計画における共に歩む社会の推進を図るためには、市民と行政がともに連携して継続性を保ちながら、市民活動を持続させていくことが重要であることから、市民活動の底辺の拡大を図るとともに、活動を担っていく人材の育成や将来的に活動を支えていく人材を確保していくための取り組みを進めていく必要があると考えているところであり、その取り組みの一つといたしまして市民活動等入門講座を新たに開催することといたしました。この講座は、市民活動に携わっている方やこれから携わりたいと考えている方、市民活動やまちづくりなどに興味や関心のある方などを対象に、市民活動に関する基礎的な知識を初め、実際に活動を始める際に必要な情報や行動などを学んでいくことで市民活動の活性化につなげていきたいと考えているところであります。

続きまして、地域公共交通会議はどのような流れを想定しているか、また具体的な運行時期等についてであります。地域公共交通会議は本年2月21日に交通事業者や関係官庁、交通利用者などを委員として設置したものであり、この地域公共交通会議が実施主体となり砂川市に適した公共交通を検討するため、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用して現況交通実態調査、アンケート調査、実証調査運行などの調査事業を実施し、砂川市における新たな公共交通の必要性など最適な公共交通のあり方について協議することといたしております。本年度に予定している事業につきましては、4月に開催される会議の中で決定されるものであります。調査事業において9月と2月をめぐりとして市内の区域を定めて、ジャンボタクシーによる乗り合いタクシーやコミュニティバスの調査運行を行う予定としております。この調査事業の結果により、運行形態や導入経費などの検討を行

い、新たな公共交通が必要とされた場合には砂川市生活交通ネットワーク計画を策定し、平成26年度以降に地域公共交通会議が実施主体となって運行事業を実施するものであります。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から2点目の防犯灯のLED化についてご答弁申し上げます。

初めに、防犯灯LED化のスケジュールにつきましては、昨年秋に実施いたしました設置状況等の確認と設置場所などの意向調査をもとに防犯灯の確認表と図面を作成し、現在その内容に訂正などがなく各町内会等への確認作業を進めているところであります。今月末までにこの確認作業を終わらせる予定であり、その後町内会等が所有し、維持管理している防犯灯に対して市がLED防犯灯設置工事などを実施することについて承諾していただき、事業実施後は再び町内会等が所有し、維持管理することに同意を得て、秋までには工事が終了するよう地区分けを行い、5月中には発注してまいりたいと考えております。

次に、町内会との調整で問題点はなかったかにつきましては、これまでも防犯灯の種類や位置の確認などについては職員が各町内会等へ出向き、事業に対するご理解とご協力を得ながら町内会等と連携して進めてきており、その中では特段問題点はございませんでした。また、各町内会等からは大変大きな期待を寄せられている事業でありますので、今後也十分、各町内会等と連携を図りながら事業を進めてまいりたいと存じます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、私のほうからは4点目にございました鳥獣忌避装置の設置に当たっての経過と効果について、それから5点目の地域おこし協力隊についての活動イメージ、それからそれに伴う募集要項とスケジュール、それらの採用期間についてでございます。最初に、鳥獣忌避装置の設置に当たってその経過と効果でございますが、最初に熊の出没状況や目撃情報等を申し上げますと、平成22年は1件、平成23年度は12件、それで昨年の24年度は23件と熊の目撃情報が著しい増加傾向にあり、農作物の被害だけでなく、人身被害が大きく懸念される状況となっておりますが、その都度、鳥獣被害対策実施隊による見回りや出沒注意の看板を設置するとともに、周辺住民に対し熊出沒に関する情報提供及び注意喚起のチラシを配布し、さらに箱わなの補充設置による捕獲、駆除対策を講じてまいりました。その結果、昨年は箱わなにより2頭の熊を捕獲、駆除したところでございます。

LED鳥獣忌避装置の導入経過につきましては、昨年9月7日から11月5日までの期間、この装置を無償で借り受けて熊の出沒情報が頻繁にありました鶉地区の住宅前に設置し、実証実験を行ったところであります。結果としては、設置された周辺住民からの聞き取り調査でございますが、設置後は熊の足跡もなく、これまではエゾシカに自宅前にあるリンゴやブドウに被害があったそうですが、設置後はエゾシカも近寄らない一定の効果も

ございましたので、熊の目撃情報が多発している地域の民家付近にLED鳥獣忌避装置を設置することで熊による人身被害を未然に防止できるものと判断したところであります。このため4基のLED鳥獣忌避装置を購入し、鶉地区2カ所のほか、焼山地区と一の沢地区にそれぞれ1カ所設置する予定となっておりますが、LED鳥獣忌避装置は熊の出没状況により移動することも可能となっております。

次に、地域おこしの関係でございますが、最初に地域おこし協力隊の活動イメージでございますが、平成25年度予算では地域おこし協力隊3名の配置を予定しており、そのうち1名の協力隊員については商工会議所及び観光協会からの活用ニーズ調査による回答内容に基づき、地元で生産されている農産物を利用した食品など地域ブランドの開発、地産地消の推進、支援活動や各種イベント、観光スポットの情報収集及び発信業務の強化等のほか、商工業、観光全般にわたって砂川のまちおこし活動を展開していただくことを考えております。

次に、2名の協力隊員につきましては、市立病院や地域交流センターゆう等の利用者が中心商店街に回遊されるよう本年度開設予定のまちなか集客施設に常駐して、購買意欲を喚起させるための商店街情報を大きく発信していくとともに、集客施設に訪れた方々の憩いの場として市民の方々による作品展示やイベントとあわせて企画実施し、中心市街地活性化につながる活動を展開していただくことを考えております。いずれの協力隊員も与えられたテーマ、任務に対してみずから企画し、みずからが行動していただくとともに、各種イベントやまちづくり活動を行う市民団体等と触れ合い、砂川におけるネットワークを構築しながら、地域おこし活動を展開していただきたいと考えております。

次に、募集要項についてであります。平成25年4月1日より施行される砂川市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、観光事業の推進及び宣伝に係る支援、地産地消の推進に係る支援、地域おこしに係る支援、その他地域活性化に係る支援の活動を行う協力隊員を3大都市圏を初めとする都市地域の住民を対象に募集することになります。詳細の募集要項には、業務概要、募集対象、募集人員、勤務時間、雇用形態、期間、給与、待遇、福利厚生及び申し込み受け付け期間のほか選考の流れを掲載し、4月上旬に地域おこし協力隊の募集を全国へ発信できる移住交流推進機構、通称JOINのホームページに掲載していただき、さらに北海道新聞社の求人情報に求人広告を掲載したいと考えております。募集のスケジュールでございますが、4月上旬から1カ月間を申し込み期間と考えております。5月に入りますと、下旬ごろでございますけれども、採用試験、面接等を行いまして、6月に入りますと採用者を決定し、その後砂川市に転入していただき、住居等のあっせん等も行いながら、7月1日付で砂川市の嘱託職員として採用し、任用期間につきましては26年3月31日までとなります。ただし、期間終了後の段階で勤務成績の評価を行い、1年ごとに任用期間の延長について検討することになりますが、総務省の財政支援制度が最長3年と定められておりますので、最長で平成28年3月31日までとなるところでござ

います。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君（登壇） それでは、私のほうから6点目のにぎわいを生み出す拠点施設の内容についてご答弁を申し上げます。

砂川市は、平成19年8月に北海道では初となる中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定を受け、地域交流センターゆうの活用や医療を核としたまちづくりを進め、中心市街地の活性化を目指す各種事業を実施してきました。この間、市立病院の改築事業においても計画に位置づけをして、一部補助を受けながら完成したところであります。現在地域交流センターの来館者は延べ6万人を超え、市立病院への年間外来患者数は延べ26万人になるなど中心市街地へ多くの人々が訪れているところであります。これらの人々をいかに商店街に回遊をして買い物をしていただくかが課題であることから、昨年8月の中活計画の期間終了を受け、翌9月に新たに発足した砂川市中心市街地活性化協議会では引き続き商店街の活性化を図る方策について、これまでに3回のワーキンググループ、5回の協議会を開催し、中心市街地活性化のための活発な意見交換を進めてきたところであります。この中で消費者の立場で参加している委員から、中心市街地の商店で買い物をしたいが、お店の情報がわからない、また知らないお店には入りづらいなどの声があったことから、商店街に人々を集客させ、にぎわいを創出するためには、それらの情報を提供するための気軽に集える楽しい場として、市長の政策として市立病院や地域交流センターから中心部へのアクセスをやすく、かつ回遊しやすい場所に情報発信拠点施設の配置が必要であるとの考えに至ったものであります。この施設に行けば商店のさまざまな情報や観光イベントの情報、まちづくり情報等が市内外から訪れた皆様に伝わり、中心市街地での消費購買への誘導につながることを目指しているところであります。施設の内容につきましては、中心市街地活性化協議会などのアイデアを参考にしながら、映像、ポスター、チラシ、パンフレットなどを活用し、商店会の情報や各個店の特徴、長所などを消費者に伝えることができるコーナーをメインとして、さらには市内のイベントや名所、市立病院、地域交流センターなどの各施設の情報の発信にも努めたいと考えております。また、この施設に老若男女の皆様が気楽に立ち寄ってもらうための手段として、地域交流センターゆうの運営に成功した実績とノウハウを持つNPO法人ゆうの協力をいただき、文化サークルや子供たちの作品展示、音楽、朗読などを楽しんでいただく企画を実施したり、またトイレを開放するなど、お客様が休憩や待ち合わせに使うことができる施設になることも目指しております。この施設の予定地は、駅前商店会の空き店舗を第一候補とし、運営は市経済部商工労働観光課が担当となり、地域おこし協力隊制度を活用して2名の協力隊員を配置する予定であり、本年7月のオープンを目指しているところでございます。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうから教育委員会が所管いたします特別支援

教育支援員の関係と放課後子ども教室の関係について順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、特別支援教育支援員の業務内容、増員の理由及び資格等についてご答弁を申し上げます。特別支援教育支援員につきましては、通常の学級に在籍している学習障害や注意欠陥多動性障害などを含めた発達障害を持つ子供に対し、必要な教育的支援を行うため、平成22年度から2名を採用し、市内の小学校に配置をしてございます。支援員の業務内容についてであります。普通学級において授業の理解が不足する場合には、授業の内容を繰り返し説明するなど理解を手助けし、また体育や校外授業においては見守りや必要なサポートを行うなど、学校生活においてさまざまな支援を行っているところでございます。

次に、今回増員しようとしている理由についてであります。これまで砂川市では支援員1人が支援できる児童は10名程度が適切であろうとの判断に基づき、支援員を配置してきたところであり、平成22年度から2名の支援員を配置してまいりましたが、平成24年11月の時点で各学校に調査したところ、支援を要する児童が35名に達しており、必要な支援を受けていない児童がいることが判明したことから、平成25年度に向け支援員1名の増員を図ろうとしているところでございます。また、支援員の資格等についてであります。前段説明申し上げましたとおり、授業の理解を手助けすることが重要な業務と考えておりますことから、教育職員免許の保有者を条件としているところでございます。

次に、放課後子ども教室がなぜ2校での実施なのか、ふやす考えはないのかについてご答弁申し上げます。放課後子ども教室は安全、安心な子供の居場所を設け、地域の方々の参画を得て子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを行うことで、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう平成19年度から実施している事業でございます。当初より豊沼小学校と空知太小学校の2校並びに地域交流センターでの実施となっており、現在に至っております。開設におきましては、南北に長い当市の地理的状況を勘案し、まちの中心部にあります地域交流センターと南北にある小学校2校を選定し、モデルケースとして実施したものであります。現在実施している2校につきましては、当初より地域住民による指導員が活動を支える大きな力となっており、地域の方々と教育委員会が協力して行うことで、この事業が実施可能となっているところでございます。

今後、放課後子ども教室をふやす考えがあるのかについてであります。現在、未実施の市内小学校3校で実施し、持続可能な運営を図っていくためには、放課後子ども教室の開設趣旨を理解し、自発的に活動に取り組んでいただける地域住民の皆様の協力や人材の確保が不可欠でありますので、増設に当たっては以上の観点を踏まえた上で、その可能性について検討を進めてまいりたいと考えております。また、放課後子ども教室の趣旨や活動に関し、地域住民の皆様が興味、関心を持っていただけるようオアシス通信などを通して情報発信に努め、一人でも多くの人材確保に向けた取り組みを推進してまいりたいと考

えております。今後におきましても放課後における子供たちの安全、安心な居場所づくりを通して、地域で子供たちを見守り、育むまちづくりを進めるため、学校、家庭、地域との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順を追って2回目の質問をさせていただきます。

まず、1点目の市民活動を担っていく人材の育成ということで、今ほどご答弁いただいたのは、やはり今後進めていく上で人材育成、人材の確保は重要であるということをご理解させていただきました。恐らくここで言っていたのは、今ほどそういう基礎的な知識等を理解していただくための講演会等の部分についての人材育成ということなのかなというふうに聞かせてはいただいたのですけれども、昨年協働のまちづくり等々で講演会もございましたけれども、ああいったことをイメージすればいいものなのかなのか、あのときに人数は確かにいたのですけれども、いわゆる一般市民の参加者数的にはちょっとどうだったのかなという部分もありましたので、そのあたりを踏まえまして今言ったことでいいのかどうかということでご質問させていただきたいと思えます。

次に、防犯灯の関係でございますけれども、各町内会との連携というか、調整をしてきたということでもありますけれども、今、現段階に町内に回っているのは移設の有無というか、移設希望の有無というか、そういった形と、あと最終確認ということできているかと思うのです。それが今まで、前回までの9月ぐらいですか、調査かけたときに移設の希望まであったかどうかというのは僕は承知していない部分があるのですが、その確認と、それから移設もいいのかいといって移設まで含めるのだったら、ちょっと3月末までだったらきついななんて話は、実際に自分もそう思うのですけれども、それがありましたので、そのあたり期間厳守的な部分であって、あくまで5月から発注に向けてということなのかの確認をさせていただきたいと思えます。

それから、3番目の地域公共交通の会議が2月の21日に行われたというところで、今後9月と2月にジャンボタクシーやコミュニティバスの運行という話でございましたけれども、具体的に今想定されているか、今後の会議の中での話になるのかちょっとわかりませんが、どの辺走るのがかなというのが少し聞いてみたいと思う部分でございます。

それから、公共交通の会議の中で会議の参加名簿というのですか、あれを見ていきますと、バスの会社の関係ですとか、タクシーの関係の方ですとか、それから警察等々を含めた、そういった方たちで構成されているのかなというふうには思うのですが、地域公共交通というのは本当にそれを必要としている人というか、困っている人というか、そういう人が望むものになるかと思うので、そういったところからの意見の吸い上げという方法について2回目の質問とさせていただきたいと思えます。

それから、鳥獣忌避装置でございますけれども、昨年度から実証実験等行われたという

ことで、一定の効果が見られたということでございますので、本当に熊の出没状況という  
か、ふえていますので、そういったものを活用して人的被害のないようにしていただければ  
と思っ、この質問に関しては終わります。

5番目の地域おこし協力隊ですけれども、具体的なスケジュールは押さえさせていただきました。  
その中で今回、観光分野と商店のにぎわい創出ということで、トータルで3名  
ということでありますけれども、これはあくまでそれぞれ分かれてやっていくのか、それ  
とも場合によっては3名合同で取り組む場合があるのか、その辺の話を2回目として聞か  
せていただきたいなと思います。

6番目、にぎわいを生み出す拠点施設に関してですけれども、それに伴って7月オー  
ンということで、それから病院と交流センターゆうを結ぶところに1つ拠点をつくり、そ  
こから商店の情報発信をし、いろんな手法を使ってそれを見ていただいて、商店に回遊し  
ていただくという取り組みをするということで認識させていただきました。質問ではない  
のですけれども、市役所なんかもちろん、来庁者数というのですか、多いかと思いますので、  
今後の取り組みとしてそういった施設で、例えば住民票をそこでとれるだとか、本当は何  
かそういったような取り組みもできれば、もっとそこに人が来てくれるような形はとれる  
のではないのかなと思いますので、所管が全然違いますので、そういったことも今後考え  
ながらやっていただければいいのかなと思っ、この質問は終わります。

7番目の特別支援教育支援員につきましては、詳しい業務内容、それからふやす理由と  
いうことで答弁していただきました。そして、資格に関しては教職免許が必要であるとい  
うことで、今後確かに2名で35人というのは相当な負担かなというふうに感じますので、  
いい人を募集して、もう時期的にはかなり差し迫っているのかなという気はしますので、  
ぜひそういった方が見つかってやっていただければいいのかなと思っ、この質問を終わ  
ります。

放課後子ども教室に関しても2校の理由、それからふやす考え等についてご説明いた  
きました。地域交流センターゆうで3カ所ということでありますけれども、確かに誰にや  
ってもらうのだという、誰にという部分がまずなければ、ふやすもふやさないもそういう  
人が自発的に私たち放課後子ども教室やりますよという人が出れば、基本的には否定する  
ものではないということを確認させていただきましたので、これに関しても終わらせてい  
ただきたいなと思います。そういった部分でコミュニティセンターなどの利用なんかも含  
めて、学校単位というか、拠点をふやすとか、そういうような地域、12号線の長い砂川  
市で考えるとそういうような活用の仕方もあるのかなと思いまして、この質問も終わりたい  
と思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 私のほうからまず初めに、人材の育成に関するものであります。

今回の人材育成は講座という形をとっておりまして、基本的には市民活動等入門講座という形で称しております。そのような講座になっております。現在の予定といたしましては、全3回の連続講座といたしまして、内容につきましては先ほどご答弁いたしましたけれども、基礎的な知識から実際に活動を始めするために必要な知識等も学んでいただくという形になっておりまして、講師等につきましては、現行予定しておりますのはNPO法人北海道NPOサポートセンター等の講師の方をお願いしていきたいというふうに考えております。基本的には、できれば全3回とも参加できる、そのような方に出席をしていただきたいというふうに思っております。定員は現状といたしましては30名程度を予定しているところであります。このような形で今年度入門講座というものを開催いたしますけれども、今後の展開といたしましては、また来年もこの方たちを対象としながらレベルアップを図るような講座等にしていきたいというふうに思っております。1年で容易にこのようなことを、3回の講座だけではなかなか難しい部分もあろうかと存じますので、それらも含めながら、今後の展開としても予定しているところでもございます。

続きまして、地域公共交通の実証運行の関係だったかと思えます。地域公共交通の実証運行等に関しましては、基本的には地域公共交通会議の中で全てが決まるということになっておりますけれども、現状の予定といたしましては、先ほどご答弁させていただきましたとおり、9月と2月に実証運行を予定したいというふうに考えているところでございます。運行につきましては、市内を2地区、南地区と北地区に分けながら、全日運行ということで平日、土日、祝日等も運行したいというふうに考えております。平日につきましては、例えば市立病院の通院ですとか、ゆうですとか、公民館ですとか、そういうサークル等の活動等にも活用できるようなルート設定等も考えておりまして、休日につきましてはゆう、公民館等も踏まえながら、また買い物等もあろうかと思えますので、それらも意識したルート設定にしたいというふうに、現状といたしましては考えているところでもございます。

あと、委員の構成の中で事業者が参加している、その中で地域公共交通を希望される方の意見の反映をというお話があったところでございますけれども、今回の実証調査のほかにアンケート調査等も実施する予定をとっているところでございます。これらにつきましては、昨年行いました市民アンケート調査において、すぐにでも利用したいという希望を出されている地区がありますので、それらの地区を対象といたしまして、その地区が8地区ほどございます。あるということは、基本的には今、公共交通がないということになるかと思えますけれども、そのような地区がございまして、それらの地区を対象にいたしまして抽出で、また再度アンケート調査を行うなどしながら、それらの方々の意見を吸い上げてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私から防犯灯のLED化についてのご答弁をさせて

いただきたいと思います。

町内会が希望する移設希望ということでございますけれども、昨年9月から11月に調査をいたしました町内会等への意向調査の中で、この移設希望も中には入ってございまして、これを踏まえまして現在図面を通して最終的な確認をさせていただいているということでございます。今確認作業中ではございますけれども、この移設に関しましては電柱間の移設が24基、支柱を撤去して電柱への移設希望が35基ということで、今現在は59基が移設希望ということで取り進めをさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 地域おこし協力隊3名はそれぞれ別々に分かれてやっていくのか、合同なのかというご質問でございますけれども、前段でお話ししたとおり地域おこし協力隊、一応3名採用の予定でございますけれども、取り組む業務、任務といたしますか、テーマがそれぞれ違いますので、最初にお話しした1名につきましては商工業だとか観光全般にわたっての業務でございますので、市役所経済部商工労働観光課のほうに当面常駐して、配置して行っていただく。それから、あと2名の方につきましては前段でお話ししたとおり、まちなか集客施設を一応開設予定でございますので、そこに常駐、配置して業務に取り組んでいただくということでございますが、特に大きなイベントだとか、そういうまちを挙げてのものがございましたときには手が足りないということもございまして、そういう協力体制で応援体制をしくということもございまして、基本的には前段でお話ししたとおり、それぞれテーマと任務が違いますので、分かれたような形での配置ということでございますけれども、いずれにいたしましても地域の経済活性化といたしますか、商店街の活性化に向けての推進体制を構築していきたいということで考えてございます。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 まず、市民活動の件ですけれども、講演ということでない、講座ということで、しかも30人ということで、かなりこれから本当に手伝ってもらいたい人を絞ってやるということで理解させていただきました。確かにそうですね。もう本当にこの人に手伝ってもらいたいということをどんどん明確化していかないと、事業もいつまでたっても進んでいかないのかなという部分もありますので、そういうことで理解させていただきました。

防犯灯の件に関してですけれども、こちらも前回のほうで既に移設希望のほうの集約もあったということで、ちょっとうちの町内だけ手違いがあったのかなというふうに思いますが、早急に確認したいと思います。それで了解いたしました。

地域公共交通のほうもアンケートをもとにということでありましたので、あとは路線的にも病院やゆうや公民館等々、それから買い物等も含めてということでやっていくということでありましたので、それで理解させていただきます。

地域おこし協力隊についても基本業務は違えども、みんなで協力してやることも起こり得るということで理解させていただきました。以上です。

市政執行方針ということもありますので、いろいろ質問させていただきましたが、市長として特に今回25年度になって市長の政策も多く出ていますけれども、その中で市長として、これに俺は力入れているのだというような、そういうものが何かあればぜひ。市政執行方針に書いてあるだろうと言われたらそれまでなのですけれども、特にこれというのがもしあれば聞かせていただきたいなと思うのですけれども。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 今回25年度予算で市長が特にこれという質問でございますけれども、私23年、市長に出るときに7つのお約束をしております。昨年実施した分もございますし、ことしに回った分もあるということで、それらについてはその年度によってできるもの、できないものを順次4年間、またはそれを超えて実施していかなければならないだろうと。1つには、ご承知のとおり高齢者を支える仕組みづくり、またはそれと対になっている、いかに地域で高齢化社会を元気で生きていくかと。その体制を怠ると、施設が何ぼあっても足りなくなってしまうと。だから、タッグ組まないとならないと。それは、私が市長になるときに言ったことでございますし、もう一つは病院を核としたまちづくり、やはり何とか砂川市、まちの魅力、また商店街の活性化、それらを目指していくためには、いろんな方のご協力をいただきながら回遊策をやっていかないとならないと。そのためには、核になる病院のロードヒーティングも実施しましたけれども、まちの中にいかに人を回していこうかと、そういう政策を今回出しまして、これは行政だけでできるものではなくていろんな団体の方々、私今の2年間いろんな団体の中でいろんな話をさせてもらいましたけれども、皆さんからのご協力いただきながら、安倍総理ではないですけれども、これが最後のチャンスというような感じで、みんなのお力を、議員のお力もかりながら何とかやっていきたいなと。そのほかいろいろ事業予算ではあるのですけれども、大きく子育ても今まで実施してきましたけれども、今回もやりますけれども、まちの活性化についてはやはり私が一番気にするところでございますし、財政基盤の安定と何とかまちが少しでも元気になる。また、高齢者も含めて将来避けて通れない問題については不転の決意で、わざわざ人も見守りについては市の職員もふやす、それから包括支援センターにもふやすと。そこまで人件費を出しながらもこれを機能させていきたいと、そういう強い思いであります。それらが議員の皆さん方のお力もおかりしながら、全市民一丸となって何とかこのまちを守り育てていけばというふうに思っているところでございます。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） 私は、議案第7号、2点について質疑をしたいと思います。

市長の執行方針と予算についてお伺いしたいと思います。2点のうち最初に、市民生活

推進費の防犯灯、LED化の工事費につきましては、今ほど多比良議員からも質疑がありましたので、重複しないようにしたいと思います。過日新聞に掲載されました中でも電気代を6割から7割節約でき、10年以上交換する必要がないと市民生活課として述べられておりました。また、4月から10月までにLED化を終わらせる。年間580万円の電気代が削減できるメリットが述べられておりました。市長の市政執行方針で地球環境の保全と電気料金の軽減による維持費の削減とありますが、LED化による二酸化炭素削減も目的であるとは思いますが、地球温暖化防止、低炭素社会に向けた対策についてどのように考えておられるのか、伺います。

また、メーカーによって省エネルギータイプ、また最適光学レンズ設計、器具から横方向への光の広がりを実現するものなど、またイニシャルコストを四、五年で償却することが可能となっているものがあるというふうにも言われているのですけれども、設置をする予定はどんな種類のものなのか伺いたいと思います。

また、もう一点は、省エネルギータイプは光源寿命6万時間で省エネメンテナンス仕様であり、また従来型の水銀灯1万2,000時間と比較しても5倍の長寿命があり、ランプ交換の手間が省けて交換費用も減ります。このようなことから消費電力が抑えられ、二酸化炭素の排出量も削減されるというふうに考えております。そこで、この事業が決まりましたら、従来の水銀灯からLED化になった削減データなるものを例えば年間単位などでも残して、せっかくLED化にするわけですから、市民に削減の数字的な部分含めましてアピールするなどはされないのでしょうか、お伺いします。

もう一点は、農林費の林業振興費につきましてはの森林整備加速化・林業再生事業に要する経費についてであります。予算の概要では、美しい森林をつくるまちづくり、また市長の市政執行方針にも森づくりの推進について、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、造林事業の支援や担い手育成への支援を行うとともに、林業専用道の整備を実施し、森づくり環境の向上に努めてまいりますと言われております。また、道としての予算、事業概要というものについては、林地未利用材など木質バイオマスエネルギー利用を促進するため、収集機材や加工施設の整備や地域における木質バイオマスの安定供給に向けた取り組みを支援すると、このようになっておりますけれども、この事業の内容についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とします。

○議長 東 英男君 辻勲議員の1回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて総括質疑を続けます。

辻勲議員の1回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から防犯灯LED化工事費について順次ご答弁申し上げます。

初めに、LED化による地球温暖化防止、低炭素社会に向けた対策はどのように考えているのかにつきましては、一般的な水銀灯の防犯灯の消費電力に比べ、明るさが同じ程度のLED防犯灯の消費電力は4分の1程度に抑えることが可能であり、電力消費に伴う二酸化炭素排出量もそれに比例し4分の1程度となることから、年間約138トンの削減が見込まれることから、地球温暖化防止、低炭素社会に向け十分貢献できるものと考えております。

次に、どんな種類のLED防犯灯になるのかにつきましては、LED防犯灯普及促進のため平成24年4月より砂川市防犯灯補助規則を改正したことにより、既に約60灯のLED防犯灯が設置されておりますので、この状況などを把握するとともに、さらに先進地視察及びメーカー比較を行い、灯具の価格につきましても最近では3万円未満と低廉なものとなってきておりますので、そのような状況を十分考慮したものを選択してまいりたいと考えております。

次に、削減データのアピールにつきましては、本年度実施分の削減データについて、概算数値となりますが、公表について検討いたしたいと考えております。

○議長 東 英男君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、私のほうからは森林整備加速化・林業再生事業の事業内容についてでございますが、最初に砂川市の森林整備につきましては砂川市森林整備計画に基づき、平成20年4月から平成30年3月までの計画期間に造林や除間伐、これに伴う林道整備など山づくりに関する各種事業計画がございます。計画達成に必要な各種補助メニューを選択することになりますが、補助交付額の範囲内で実施できる補助メニューが本年度実施する森林整備加速化・林業再生事業であります。お話しのご質問にありました道の補助事業の実施要綱では、バイオマス利用施設等の整備だとか間伐等の流通円滑化事業などの補助メニューはございますが、本年、平成25年度の林業振興費の事業内容は宮城の沢地区に林業専用道の整備を行う事業で、事業の全体計画は延長1,950メートル、幅員3.5メートルの砂利道整備で、実施期間は平成24年度から平成26年度の3カ年計画で、平成25年度は本工事延長1,200メートルと測量設計委託の内容となっております。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 1点だけ再度質問させていただきます。

LED化のほうについてはわかりました。

今経済部長のほうから答弁ありましたけれども、市長の執行方針に載っておられたとい

う部分で、要するに森林の有する多機能的機能が十分に発揮されるという部分で、そちらのほうで少し答弁いただければなとは思ったのですが、昨年来から要するに21世紀の森づくりという予算も入っているのですけれども、森林のセラピーだとか教育面もありますし、また防風の意味もなす部分もありますし、また水の流れをとめるダム化の機能もあるという部分の、また最近では柳のエタノール化という部分もありますし、そういう部分で将来的に向けた視点で、多面的機能を何とか生かしていただきたいなというふうな部分でお話しいただければと思いましたが、そのような部分を期待もしたいと思えますし、また地元には空知振興局の森林室の砂川事業所もありますので、そういったところともやはり連携等々もとりながら進めていただければなというふうに思いまして、終わります。何かあれば受けましても。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 議案第7号 平成25年度砂川市一般会計予算の総括大綱質疑をさせていただきます。

大きな点で5点について質疑をさせていただきますが、まず2013年度の政府予算案の地方財政の特徴についてお伺いをいたします。市長の施政方針でもありましたように、地方交付税が約4,000億円減額され、砂川市の予算でも前年度比マイナス2.5%、1億1,500万円の減額を見込んでおりますが、これらの不足分は起債や基金の取り崩しなどで対応されているようでありますけれども、まず今後の市財政の影響についてお伺いをいたします。

次に、地方公務員の給与7.8%の削減についてお伺いをいたしますが、政府は地方公務員給与削減額に見合った歳出は確保しているとして、全国防災事業費、緊急防災・減災事業費、地域の元気づくり事業費の合計で8,523億円を計上したとしております。このうち地域の元気づくり事業費は交付税で措置されるようでありますけれども、その場合、これまでの人員削減や給与の削減の実績を反映して算定されると言われておりますけれども、具体的にはどういうことなのかお伺いをしたいと思います。

また、総務省は国家公務員の給与7.8%の削減後、ラスパイレス指数と比較して、それを上回る部分の地方公務員の給料の削減を要請するというふうには発表されておりますが、まずこれは事実かどうかをお伺いいたしますと同時に、もし政府の方針に従わなかった場合にはどのような影響が出るのかお伺いをいたします。

このような政府のやり方に知事会や地方六団体なども強く反対をしておりますけれども、私は大変なとんでもないことだというふうに考えてはいるのですけれども、この辺についてのご見解もお伺いをいたします。

大きな2点目に生活保護費の引き下げによる市民への影響についてお伺いをいたします。政府は、3年間で7.3%という過去にない生活保護給付費の引き下げを狙い、2013年度予算で国の負担分を671億円削減していますが、生活保護給付費の引き下げによる

市内の受給者への影響についてまずお伺いをいたします。

生活保護基準は、憲法が国民に保障する最低生活の基準であります。この基準の引き下げは最低賃金、住民税の非課税の限度額、就学援助、医療、介護保険料の減免、保育所の運営費などにさまざまな悪影響をもたらすと言われておりますので、市民生活への具体的な影響についてお伺いをいたします。

次に、教育行政について3点質疑をいたします。教育長の教育執行方針で子供の虫歯予防に高い効果が認められるフッ化物洗口事業を着実に取り組むというふうに述べられておりますが、以前にも質疑をしたことがありますけれども、集団フッ化物洗口事業の問題点等について質疑をさせていただきます。まず、虫歯予防に高い効果が認められるというふうに教育長はおっしゃっておられますけれども、虫歯予防に本当に効果があるのか、何を根拠に高い効果と認識されておるのかお伺いします。

逆に効果より毒性などの危険性が高いという専門家も多いようでありまして、父母の皆さんにはさまざまな不安の意見もあるようでありますので、安全対策としてどのような方法をとられておるのかお伺いいたします。

4点目に、いじめ、不登校、体罰などの生徒指導上の諸問題の実態調査の方法についてお伺いをいたします。教育執行方針で学校、家庭、地域が連絡を密にして未然防止、早期発見、早期対応に努めると述べられましたが、具体的な実態調査の方法と対応策について伺います。

最後に、安全、安心の学校給食についてお伺いいたします。学校給食の衛生管理の徹底を図り、安全、安心の学校給食を行うというふうに言われておりますけれども、給食食材の安全検査は行われているのか、行われているとしたらどのような方法で行われているのかをお伺いし、第1回目の質疑といたします。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから大きな1点目にありました2013年度政府予算案の地方財政の特徴についてご答弁を申し上げます。

初めに、地方交付税の減額の今後の市財政への影響についてであります。国から示された平成25年度の地方財政の見通しにつきましては、地方の一般財源総額は地方税の増などにより総額の確保が図られましたが、地方交付税につきましては3,921億円の減となったところであります。この減額につきましては、国家公務員と同様の給与削減を前提とした給与費等の削減を反映したものであります。予算における普通交付税の1億1,500万円の減額につきましては、国から示されました基準財政需要額を推計する参考伸び率がマイナス0.5%であることから減額を見込んだところであり、さらには給与削減による影響額も試算して計上したところであります。今後につきましては、歳入の中心である普通交付税では当市における基準財政需要額の個別算定経費の公債費を除く部分及び包括算定経費は減少傾向にあり、また国レベルで見ますと臨時財政対策債の発行もふえ続

けていることから、現状では総額としてはある程度確保はされているものの、個別に考えると厳しい状況が見込まれるものでもあります。

続きまして、地方公務員の給与7%削減について、地域の元気づくり事業費の算定方法についてであります。地域の元気づくり事業費は普通交付税の新たな費目であり、算定に当たっては給与水準や職員数減の要素により加算することとなっております。具体的な算定方法といたしまして、1つ目として地域の活性化に係る基礎額として人口に応じた額、2つ目といたしましてラスパイレース指数による国との給与水準に基づき、給与の独自削減効果を反映し算出する額、3つ目といたしまして職員数の削減率として平成5年から9年の職員数の平均と平成20年から24年までの職員の平均数との比較により職員数の削減割合に基づく比率を算出し、算出する額のこの3つの要素を合算し、算出するものであります。

続きまして、国家公務員給与の7.8%削減に伴うラスパイレース指数が国を上回る部分の地方公務員給与の削減について、総務省からの要請の事実について、また政府の方針に従わなかった場合の影響について、さらには政府の方針に対する見解についてご答弁を申し上げます。総務省からの要請につきましては、本年1月24日に閣議決定された「公務員の給与改定に関する取扱いについて」では、各地方公共団体に対し、東日本大震災を契機として防災、減災事業に積極的に取り組むとともに、長引く景気の低迷を受け、一層の地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっており、こうした地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請するとされたところであり、この決定に際し、総務大臣から1月28日付で都道府県知事等に対して地方公務員の給与改定に関する取り扱い等について閣議決定と同様の要請がなされたとともに、同日付で都道府県知事等に対し総務大臣書簡が発出されたところであります。その中では、地方公共団体においてこれまで独自の給与削減や定員削減などの行財政改革の取り組みが進められてきたことについては、私としても十分に理解しており、心から敬意を表します。今回の要請は、単に地方公務員給与が高いから、あるいは単に国の財政状況が厳しいから行うものではありません。現下の最大の使命である日本の再生に向けて国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある中、当面の対応策として平成25年度に限って緊急にお願いするものであります、とされたところであります。

次に、政府の方針に従わなかった場合の影響についてであります。2月13日に行われました全国総務部長会議における質疑応答では、国の要請に応じなかった場合の不利益について質問が出され、総務省はぜひ協力していただきたいが、政府としてはやってもやらなくてもよいという姿勢ではないと答えておりますが、具体的にどのような影響があるのかにつきましては現時点においては明らかにされてはおりません。

次に、政府の方針に対する見解についてであります。全国市長会を初めとする地方六

団体が既に表明しておりますが、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題であり、さらに地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いることは地方の固有財源という性格を否定するものであると考えているところでもあります。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から生活保護基準の引き下げについてご答弁申し上げます。

初めに、生活保護基準の引き下げによる市内の受給者への影響についてであります。厚生労働省の試算による生活保護基準の引き下げによる受給者の影響については、子育て中の多人数世帯や生活保護支給額の減額傾向が多いとされる一方、夫婦や単身などの世帯類型により支給額が現行とほぼ同額であったり、増額するケースもあるとされております。現行の生活扶助基準は、地域の経済活動に応じた級地区分、世帯員の年齢階層に応じて食費や被服費などの個人的経費に相当する費用、世帯人員に応じて水道光熱費や家具などの世帯共通経費に相当する費用などを合算して算定しますが、現在のところ8月からの引き下げを反映した生活保護基準が国から示されておらず、当市における影響額を算定できない状況であります。

次に、生活保護基準の引き下げによる市民生活への影響についてであります。生活保護基準の見直しに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることを受け、国は平成25年2月25日付で生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響についての国の対応方針についての事務連絡を発出しております。示された対応方針として、個人住民税の非課税限度額等については平成25年度は影響がなく、平成26年度以降の税制改正において対応するとしており、非課税限度額を参照しているものについても平成26年度以降の税制改正を踏まえて対応するものとしております。その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受ける国の制度については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方としております。本市といたしましては、国の対応方針を踏まえ、関係部署と連携を図りながら影響への対応を検討してまいりたいと考えております。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君（登壇） 私のほうからは、教育行政にかかわって3点ご質問がございましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、集団フッ化物洗口事業についてご答弁を申し上げます。1点目の虫歯予防の効果についてであります。フッ化物を用いた洗口につきましては、その効果等に疑問を持つ方もいらっしゃると思いますが、日本歯科医師会、日本口腔衛生学会がその医学的、専門の見地からともにフッ化物洗口の安全性、有効性に関する意見を公表しているところであり、歯が生えて間もない時期は歯の表面のエナメル質が未熟な状態で虫歯になり

やすく、フッ化物はこの時期にエナメル質を強化する働きがあり、酸に強く虫歯になりにくい丈夫な歯にすることができるとされているところであります。実際に新潟県におきましては、40年以上フッ化物洗口を実施してきており、11年間フッ化物洗口を実施した子供と全くしていない子供とでは虫歯の本数が9.4本と4.1本で、56.3%も虫歯が少ないことが明らかとなっており、教育委員会といたしましても非常に効果が高いと判断しているところであります。

2点目の危険性と安全対策についてであります。さきにご答弁申し上げたとおり日本歯科医師会、日本口腔衛生学会がその医学的、専門的見地から安全性に問題がないとの見解を表明していることに加え、新潟県におきましては40年以上継続している中でフッ化物を原因とする事故等は発生していない状況にあることから、その安全性には問題がないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、いじめ、不登校、体罰などに係る実態調査の方法についてご答弁申し上げます。1点目のいじめ問題に関する実態調査の方法であります。平成23年度までは児童生徒がアンケート用紙を持ち帰り、自宅で記入して回収するという方法でありましたが、回収率が低かったため、平成24年度からはより多くの児童生徒の声を拾うことを目的とし、それぞれの児童生徒が学校で記入し、回収するという方法に切りかえて実施したところであります。平成25年度におきましても、引き続き今年度と同様の方法で5月と11月の年2回実態調査を行ってまいりたいと考えております。また、いじめ問題に対する具体的な対応策につきましては、いじめはいつでもどこでも起こり得るという認識のもと、学校、家庭、地域が連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、いじめは人間として絶対に許されないという倫理観や規範意識、社会性の育成を図るよう道徳教育を柱とした学校教育活動全体を通して児童生徒一人一人への指導を充実させるよう各学校に対して指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、不登校の実態調査の方法につきましては、欠席日数にかかわらず、不登校あるいは不登校の傾向の状態にある児童生徒について、各学校が欠席日数等の状況や対応状況の記録等を月末に集約し、報告することとなっておりますので、当該報告により市内の児童生徒の実態を把握しているところであります。また、不登校や欠席しがちな児童生徒への具体的な対応につきましては、家庭訪問による面談はもとより校内研修等における情報の共有化と改善の方策の検討や、専門的な知識を有するスクールカウンセラーを活用するなど、より実効性のある対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

最後に、体罰の実態調査についてであります。本年2月に北海道教育委員会から示された実施要領に基づき、砂川市内小中学校の全教職員に加え、中学校2校に配置しているスクールカウンセラーに対し体罰を実際にしたかどうか、また体罰が行われている現場を見たことがあるのかどうかについて調査すると同時に、児童生徒及び保護者に対しても体罰を実際に受けたことがあるかどうか、また体罰が行われている現場を見たことがあるか

どうかについて自宅に調査用紙を持ち帰り、保護者とともに回収し、封筒に入れて学校の管理職へ提出するという方法で、現在もなお調査を行っているところでございます。また、体罰への対応策につきましては、教育現場における体罰は許されない行為であり、教職員の服務規律にも抵触する行為であることから、事実確認を行い、厳正に対処するとともに、仮に体罰に該当するような事例があった場合には適正に指導徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、学校給食の衛生管理の徹底、給食食材の安全検査の取り組みについてご答弁申し上げます。学校給食の衛生管理の徹底につきましては、まず毎日行う点検として給食従事者全員の健康状態チェックや作業内容の細部にわたる点検を実施するとともに、月2回給食従事者全員の検便を実施しております。また、施設設備や備品などにつきましても日常的な点検に加え、衛生的な調理環境を整えるため、計画的な整備更新に努めているところであります。さらに、平成25年度からは学校給食衛生管理基準に基づく年3回の定期検査を外部有識者である学校薬剤師会の協力を得て取り組むこととしており、検査体制の強化を図ることとしているところであります。

次に、給食食材の安全検査の方法につきましては、学校給食に使用する食材は安全、安心な地場産物を使用することを基本としており、特定品目の平成23年度実績で地元を含めた道内食材の使用割合は84.72%となっております。食材の具体的な安全検査の方法ではありますが、残留農薬、食品添加物につきましては使用頻度の高い食品を抽出し、年1回理化学検査を実施しておりますし、さらに食品添加物につきましては加工食品、調味料の全てについて取引業者に商品企画書の提出を求めて確認しているところであります。また、放射性物質検査につきましては現在検査は実施しておりませんが、国や各自治体において食品中の放射性物質に関する検査を実施するとともに、その結果を公表し、必要に応じて出荷制限をかけている状態にありますので、学校給食センターにおきましてはこれらの情報を収集し、確認の上、安全な食材の調達を行っているところであります。

以上、学校給食センターといたしましては、衛生管理の徹底と食材の安全性の確保に取り組んでおり、児童生徒に安心、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めているところであります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問をさせていただきます。

まず、地方財政の関係については、部長から答弁をいただきまして、これは国の制度にかかわることですので、ただ先ほどお話がありましたように地域の経済の活性化を図るために、地域の再生を図るために地方公務員の給料を引き下げるといふ国の言い分は、私はちょっといただけない。今の地方の現状を見ると、地方公務員の皆さんの給料が下げられるとそれに連動して民間の人たちの給料も下がり、そして物を買う力もなくなって大変になってしまうということですから、地方六団体の皆さんも知事会も含めて国の方針に

しっかりとそういうことをしないようにと求めているのだというふうに思いますし、これはやっぱり国のやり方が間違っているだろうというふうに私は思っています。特に部長から答弁がありましたように、地方の重要な財源である地方交付税をほかの財源に置きかえているといっても、本当に地方が自由に使える財源は地方交付税ですから、これは地方自治法上もしっかりと認められているものであって、これを地方自治体の裁量を著しく制限することになるわけでありますから、今国が進めている地方分権とか地方主権にも反することだなというふうに私は思っています。したがって、地方の固有の財源である地方交付税を減額することのないよう、ぜひ引き続き我々も求めていきたいと思っておりますけれども、市長におかれましては全国市長会等を通じながら一層努力をしていただきたいというふうに考えておりますが、その点についてのお考えがあればお伺いいたします。

同時に、地方公務員の給料の決定についても先ほどはいろいろなお話があって、政府の方針に従わなかった場合にはどうするのかということは示されていませんけれども、国の言い分ではやっぱり、かなり影響を及ぼすような状況にあると。こういうおどかしのようなやり方というのは決してよくないので、ご承知のとおり地方公務員の給料は本当に地方公務員法の給与決定の諸原則とか人事委員会の勧告を踏まえて、それぞれの自治体が議会で慎重に審議をして決定するというふうにされているのですから、そういうやっぱり地方主権を侵害するようなやり方についても私はぜひ厳しく抗議をしていただきたいというふうに考えますので、その点のお考えのみをお伺いしておきます。

次に、生活保護基準の引き下げについては、今お話ありましたけれども、まだ具体的にどうなるかわからないということですから質問できませんけれども、先ほど言いましたように、もし生活保護基準が引き下げになれば、本当に低所得者の皆さんにこれは大きな、もちろん保護を受けている方々にも大きな影響があると同時に、それだけでなく所得の少ない、いわゆる非課税世帯の皆さんを中心として大きな影響が出てくるので、国も、先ほど部長から答弁ありましたように、影響はないようにするとか、あるいは就学援助についても文科省は影響は出ないようにするとか、そういうことは言っていますけれども、しかし実際に基準が引き下がればそれに基づいて計算がされるということになりますので、大きな影響が出てくる危険性がありますので、やはり本当に所得の少ない人に対して、特に国の予算を見ますと制度の改正、ことしは先ほど言いましたように671億円の減額のうち生活扶助費は221億円、これは基準の引き下げで150億円、期末一時金で70億円減額するというふうにしていきますし、残りの450億円の削減はいわゆる制度の改悪によつての締めつけで340億円、医療扶助の削減で75億円、その他の適正化で36億円の引き下げを行うということになっていきますので、私はここでお願いしたいのは、生活保護を受けている方は、不正受給している人は別な話ですけれども、本当に真面目に暮らしている方々で生活保護を受けている方の締めつけが強まるのでないかという、そういう心配や危惧がされておりますので、そういうことの起きないようにぜひ温かい市政をとって

ただきたいということで、その点についてもお考えがあればお伺いしたいというふうに思っております。

次に、教育行政についてご答弁いただきました。厚生労働省も今次長が答弁ありましたように、集団フッ化洗口が安全だというのは厚生労働省や文科省はやっぱり今言った新潟県の例を挙げて、そして新潟県で効果があったからこうなのだというふうに言われておりますけれども、しかしいろんな人の研究者のこともいうと、たまたま新潟県が全国一で、それで先ほど言われたように40年もやったからだ。ところが、全国の調査をしましてもこれをやっていない県でも、広島県、埼玉県、神奈川県、東京などはほとんどフッ化洗口はやっていないけれども、虫歯の率が低い県なのです。新潟県と並んでフッ化洗口をもう一生懸命やっている佐賀県は虫歯が高いというデータも出されていて、新潟県のことだけが言われて効果があるのだ、あるのだと言うのですけれども、本当なのかという点では総合的に全体の状況を見るとそういうふうな状況もあって、必ずしも高い効果がないのではないかと。それから、今お話にもありましたけれども、生徒の皆さんが虫歯の全くない人までそういうこともやることにどうなのだというご意見もあったり、それから、毒性についても薄める基準がやっぱり専門家によって、国は体重1キロ当たり2ミリグラムまで大丈夫だというふうにしてはいるけれども、ある専門家は0.1ミリから0.2ミリグラムでないためだと。急性中毒とか。それ以上だったらというような人もあったりして、父母の皆さんは大変不安もあるのです。したがって、やっぱりこれ実施する場合には多くの父母の皆さんに、その辺の本当に安全性についても理解をしていただくということが必要だし、もし誤って飲んだ場合はどうなのですかとか、それから学校で誰が調合しているのですかとか、いろいろあるのです。専門家は濃度ミスで事故が起きているところの調査をすると、本来は薬剤師とか歯科医師会の専門家の皆さんが準備するところを、そうでなくて一般の無資格の学校の管理職などが行っているというふうなところでは事故も発生しているという例も出されているのですけれども、最低でも実施に当たっては歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の立ち会いのもとで行う必要があるのではないかと。そうでないとこれは歯科医師法とか薬剤師法違反だというふうに言っている専門家の方々もいらっしゃるのですけれども、砂川市の場合の体制はどんなふうになっているのかお伺いをしたいというふうに思っています。

それから、4点目のいじめ、不登校、体罰のことについて今丁寧なご答弁をいただきましたけれども、実は新聞報道によると3月12日に空知管内のいじめ・不登校対策本部会議が開かれて、昨年11月に実施したアンケートの結果が公表されて、空知管内全体では7.6%に当たる2,235人がいじめられたことがあるというふうに回答されたようですけれども、またこの会議では不登校の対策についてもいろいろ検討もされたというふうに報道されておりますけれども、今私ここで質疑したかったのは、23年度までは自宅へ持って帰って調査をしたと。それは、回収率が低いから学校で調査をするというふうにな

っているのだけれども、市町村でやり方が違うのです、いじめの調査のやり方が。だから、近隣のある市では自宅で持って帰って、いじめの調査もそうでないと正確な調査はできないというふうにやっているけれども、うちは回収率が低いから学校で書いたほうがいいのだというふうになっているのですけれども、調査の方法の違うデータがもし空知管内で集められたら、それは正確なものかどうなのかというのものもあるのと、もう一つは今お話ありましたように体罰の調査は自宅に持って帰って父母と児童がよく話し合っ、そして回答しなさいと。先ほどお話ありましたように学校に出しても、あるいは教育委員会へ直接持っていってもいいというふうになっていて、調査の方法がいじめと体罰と違う状況があるので、どうしてそうなるのかなというふうなことで、私は回収率も大事ですけども、やっぱり正確な調査をしないといけないのではないかというふうに思いまして、その辺のご見解をお伺いしたいなというふうに思っております。

最後に、安全、安心の学校給食について今お話がありました。大変道内の食材を使ったり、安全に気を使っておられるというふうに思っていて敬意を表する次第でありますけれども、ただ、今東日本大震災以降、東京電力の原発事故でやっぱり放射能に対する考え方が随分全国的にも広がっていて、最近のテレビ報道によると20キロ範囲だか30キロ範囲でなくて何百キロ範囲にも広がっているというようなことから、それでまだ廃炉が終わっていませんから、今も放射能が出続けているというような状況で、全国に広がっているというようなこともあって、この問題の解決は非常に長い時間が必要になってくるのではないかとというふうに考えられるのではないかと。そうした中でやっぱり放射能検査についても以前も言いましたように、しっかりやったらいいのではないかとというご質問をさせていただいたことがありましたけれども、そのときのご答弁では食材検査をするには数百万もする機器が必要で、非常に難しいというご答弁がなされて、そんなにお金がかかるのなら大変だなというふうに私どもも思ったのですけれども、しかし最近、ご承知のとおり岩見沢市では新年度から学校給食の放射能検査を月1回行うということにされました。それで、私も関心がありましたので、それではどのぐらいのお金がかかるのだろうかというふうに聞いたところ、年間の予算が10万程度なのです。月1回の検査をきちっとやって、年間で10万程度でできると。それは、やっぱり今専門業者に委託をして、そして調査をすればそんなに費用がかからないで、安全調査ができて、安全性が確認できるというような状況で、岩見沢市が実施することになりました。子供たちや保護者の皆さんの不安を取り除いて安全、安心の学校給食のためにもやはり食材の検査の充実が必要だと思いますので、放射能検査もぜひ、ほかの検査は先ほど言われたようにきちっとやられているということですから、あと放射能検査やれば本当に安心できる学校給食になるのではないかと思いますけれども、その辺についてのお考えを最後にお伺いしたいと思っています。

以上です。

○議長 東 英男君 土田政己議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時58分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて総括質疑を続けます。

土田政己議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 土田議員のほうから交付税の減額をされないう、さらに要請を続けてほしいということと、公務員給与は議会で決定すべき事項でないのかというご質問でございまして、今ほど総務部長のほうからも申し上げますし、土田議員さんも申しているとおり、まさにそのとおりでございまして、全国市長会の国に対する緊急アピールの中でも1点目としては地方公務員の給与というのは中立性、公正的な知見を踏まえて議会の中で決定すべきものであり、まして地方の固有の財源である地方交付税を給与削減のために用いるということは地方分権の流れに反するものだというふうに国のほうに要請しておりますし、さらには憲法なり地方自治法で保障されている自主財政権を侵すものというふうに私も思っているところでございまして、また現行のデフレ基調の中で大都会は別にしても地方における公務員給与は地方に与える影響は非常に大きいと。また、安倍政権では民間の給与の引き上げも要請している。全く矛盾した方向に動いているというふうに認識はしておりますし、今回の国のラスパイの削減は東日本大震災にかかわる分の削減でございまして、削減前に比べると地方は国よりも低い水準にあったと。そしてまた、平成14年の交付税削減以降地方は定数削減など大きな努力を払いながらやってきたと。それらについては一切加味されていないということで、全国市長会は猛烈にこれは国に対してアピールをしているという状況にございましてけれども、残念ながら総務省の地方財政計画はもう発表されまして、交付税は削減された状況になっていると。そこで、我々首長が一番頭を痛めるのは、いわゆる総務省はそれなら悪なのかという状況かという、それぞれ地方交付税制度の中で総務省は地方、特に財政力の弱い地方を守ってきたという実態がございまして。それはどことの戦いかというと、やっぱり財源を切り込む財務省と総務省との戦いの歴史でもあったと。ここで心配なのは、地方がそれはおかしいということで一斉に反発をすると、総務省が今まで軌道に乗せてきた地方財政計画そのものが破綻しかねない。破綻するということは、財務省がそこに対して、ほら、総務省のやっている地方財政計画は意味のないものではないかと。常々財務省はそこに切り込もうとしていると。ここで地方が一斉に反乱をしてしまうと、やっぱり財務省のつけ入るすきを与えると、財政力の弱い自治体は非常に苦しいところに追い込まれると。だから、総務省としては交付税をもらっていないところについては、どうのこうのということは、いうものはないのしょうけれども、交付税があるようなところについては今回は何とか落とすべく

れないだろうかというのが実は実態でございます。ただ、地財計画を直してもまだまだ時間的余裕はあるわけでございます、国に対してはさらに強烈に地方自治体、一自治体だけではなかなか難しいと。1,800のそれぞれ地方自治体の首長が団結して、国にさらなる要請、要望をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私から生活保護基準の引き下げについてのお答えを再度申し上げたいと思いますが、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、国がまず詳細の引き下げの基準を策定すると。ただ、国においては低所得者の影響を最小限に食い止めると、こういう方針も示されておりますので、本市といたしましては今後の情勢を十分注視しながら、その影響を把握させていただきたいと思います。その状況を把握した中で、実際には国がやるべきことなのか、あるいは市ができるものがあるのかと、こういうものも含めて今後十分に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 東 英男君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 何点かご質問がございましたので、順次ご答弁をさせていただきます。

まず、フッ化物の関係につきましては、議員さんのほうから再度のご質問がございました。その中でそれぞれフッ化物に対する安全性、効果といった部分に疑問を呈するような、そういった方もいらっしゃるということでご紹介もあったわけでございますけれども、これらにつきましては1回目も答弁をさせていただきましたけれども、昨年の新聞でございますけれども、道内の虫歯の状況、これは1位が全国で新潟県、そしてワースト2位が北海道というような報道がされておまして、砂川市はこの道の虫歯の本数よりもさらに多いという、そういう状況にあるところでございまして、このフッ化物の洗口にかかわってはやはり新潟県というのは先ほども1回目のご答弁で申し上げましたけれども、11年間の実績の中で56%も改善をされているというようなことでございます。道内の各市町村におきましても、こういった取り組みという部分が広まりつつあるのかなということで考えてございます。私どもといたしましては、そういった実績をもとにしっかりと砂川の子供たちの虫歯という部分を未然に防止して、80歳になっても健康な歯で生活ができるような、そういった形で全校、市内小学校で取り組んでいるところでございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

また、フッ化物洗口液の希釈の関係でご質問がございましたけれども、希釈の関係につきましては1回当たり500ミリリットルの容器に入れるフッ化物の部分を薬剤師の皆さんの協力をいただきまして、2ミリグラムずつ分包をしていただいて、各学校に届けているところでございまして、学校においてその容器に1包ずつ入れて希釈をするという方法をとって実施をしております。ただ、この希釈の部分について、いわゆる薬事法に違反

しているのではないかというようなご指摘でございますけれども、これにつきましては1985年、昭和60年になりますけれども、国会においてフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従って溶解、希釈する行為は薬事法及び薬剤師法に抵触する行為ではないと、そういった政府見解が示されておりますので、こういった政府の公式的な見解をもとに私どもはそういった部分で取り扱っているところでございます。

また、事故が発生した場合の責任の問題でございますけれども、これにつきましては各学校に私どもで要綱を作成して、そういった指示書を出してございますので、その指示書に基づいてしっかりとやっていただければ、まず事故といった部分のところについては発生するという点については考えてございませぬけれども、仮にそういった事故が発生した場合については教育委員会が責任を負うというようなことになるのではないかと、このように考えるところでございます。いずれにいたしましても、フッ化物洗口につきましてはそれぞれさまざまな保護者の方もいらっしゃると思います。そういったことから、教育委員会としては全ての児童生徒に対して、いわゆる強制的に実施をするという形ではなくて、やはり保護者によっては受けたくないという、子供たちにそういう部分でフッ化洗口させたくないという方もいらっしゃる場合には、その部分については強制をしておりません。辞退をするというような部分の対応をしておりますし、またその子がしないことによっていじめの対象だとか、そういった部分にならないように、水だとか、そういった部分を使いながら子供たちと一緒に実施をしていただけるような、そんな対応をとってございますので、その辺のところについてはしっかりご理解を賜りたいと、そのように考えてございます。

また、いじめ、不登校の関係、体罰も含めてですけれども、いじめの関係と、それと体罰の調査の関係で、いわゆる違いがあるのはなぜかと。いじめの部分については子供たちがそれぞれ学校で書いているのに、体罰の関係では家庭、保護者というような違いという部分のところでございますけれども、いじめの関係については先ほどもご答弁申し上げたとおり、当初実施したときには回収率が84%というようなことで非常に低いと。やはり子供たちにそういった事実があるのかどうかというものをより多く子供たちの声を拾い上げると。そして、早期発見、早期対応につなげていきたいと。そういう考え方から、学校で実施をいたしておりますして、現在各学校からの回収率につきましては90%を超える高い回収となってございますので、平成25年度におきましてもこのような形で取り組みをさせていただきたいと考えておりますし、また体罰の調査については自宅へ持ち帰って書いてもらうということでございまして、これらにつきましてはやはり体罰ということで、対象になるのは教師というようなことで、学校で書かせるということになると、なかなかそういった部分について書きづらい部分もあるだろうということで、これらについては学校でそのまま書かせるのではなくて、家庭に持ち帰って記入をしていただいて、封書に入れて封をして、それを管理職のほうに提出をしてもらうという、そういう方法で正確

な調査を行ってまいりたいということで、調査方法に違いがあるということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、安心、安全な学校給食ということで、放射性物質の関係についてご質問が再度ございました。放射性物質につきましては、議員もお話ございましたけれども、岩見沢市で本年度から月1回調査をするということでございますけれども、私どもといたしましては先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、今現在17都府県ですか、における放射性セシウムの検査対応という部分もやっておりますし、また北海道でもそれぞれ調査を実施してございます。私どもといたしましては、先ほどもご答弁を申し上げましたけれども、なるべく安心、安全な給食をということで地元食材を使っておりまして、特定品目ですけれども、それが87%を超えているということで、時期によっては本州産を調達をしなければならぬというようなところもございますけれども、そういった際にはやはりこういった情報をフルに活用しながら、子供たちに安心、安全な給食をということで考えているところでございますので、その辺についてはご理解を賜りたいと、そのように考えているところでございます。

以上であります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、地方財政のほうはわかりました。ぜひ我々もそういう立場ですので、地方自治法、市長は憲法まで言われましたが、そのとおりでありますから、それはしっかり守っていくというのが大事な点でありますので、そういう立場で取り組んでいただきたいというふうに思っています。

あと、教育のほうについてはいろいろ申し上げましたけれども、やはり一番フッ化物の洗口で心配されているのは、北海道が虫歯が多い、砂川は虫歯が多いというのもあるのですけれども、その原因が虫歯のメカニズムがどういうことになっているのか、虫歯はどうかということの研究するほうがまず第一でないかなというふうに僕は思うのです。その結果、フッ化洗口が本当に効果があるというのであれば、安全性をしっかりと保った上で実施するというのもあるのですけれども、例えば砂川市は2年ほど前から実施していますけれども、来年度から、4月から実施するまちも近隣にもありまして、いろいろ議論にもなっているところもあるようでありますけれども、砂川は資格がない人が薄めているという声なども聞かれるのです、うちは先に実施しているものですから。だから、ほかのご答弁ではそういうことはしませんと。きちっと医師会や薬剤師の皆さんにやりますというような答弁されているのだけれども、砂川市はそういう情報がどこから流れて、そして学校の管理職か学校の先生か誰かが、先ほど言われたように行っているのだというような状況になって、砂川はとんでもないことをやっている、みたいな話が我々の耳にも入ってくるものですから、その辺はきちっと、さっきもかなり古い国の国会の見解でしたけれども、現時点でもそれで本当に安全性が保たれるのであればいいのですけれども、やはり

万が一事故があった場合に最終的には次長は教育委員会の責任だというふうにも言いましたけれども、そんなことは起きてもらったら困る。責任問題が起きるようなことが、事故が起きたら困るので、やっぱり事故のないようにするのが我々の大事なことだと思いますので、そういう点十分配慮してやっていただきたいというふうに思っています。

それから、実態調査についても、これも先ほど2回目に言いましたように、空知管内のいわゆるいじめの実態とか不登校の実態調査の全体の集約を行われて、先般は11月の実態調査について公表しながら、意見交換もして対策もとられたということですが、そのぐらい市町村の学校によってやり方が違うというのは、さっき言ったように家庭に持ち帰ってやる。うちはそうではなくて回収率を高くするためにそうでないということ。それから、体罰については家庭に持ち帰ってやるというので、砂川の父母の方からもどうしてそうなるのだろうと、片一方は父母のほうに来るし。だから、その説明がきちっとされていけばいいのですけれども、そうでないと以前はいじめも家庭に持ち帰ってやったのが学校でやるようになったしというようなこともあって、やっぱり調査の方法を、ここでいえば空知管内は統一したほうがいいのかなと思ったり、砂川市内は市内で調査の方法についてもきちっと統一してやったほうが父母の皆さんにも混乱をもたらすようなこともないし、自宅に持たせていじめの調査をやっているまちの教育委員会の方々はそのほうが正確な調査ができるのだと。だから、自宅に持たすのだというふうに言われるし、うちでは回収率が低いから学校でやるのだというので、どちらがいいかわかりませんが、やはり調査の方法、砂川でいえば統一してやったほうがいいのではないかとこのように思いますので、最後にその辺のお考えをお伺いしたいと思います。

給食については、先ほど言いましたように放射能以外では立派に完全に万全にやられているという点では理解できましたけれども、本当にあと放射能をどうするかというのが大きな課題でもあるし、そうすればさらに子供たちや父母の皆さんも安心できることにはなると思っていますので、今後の課題としてぜひ検討していただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長 東 英男君 教育長。

○教育長 井上克也君（登壇） いじめと、それから体罰のアンケート調査の仕方の違いということで、体罰については家庭で記入をする、いじめについては平成23年、24年と学校でということでございます。体罰の調査につきましては、これは道内違いはございません。全ての市町村が家庭に持ち帰って、小学生の場合は保護者と一緒に、中学生の場合は保護者、そして生徒がそれぞれ記入をして、封をして学校に持ち寄り、そしてそのまま教育委員会へ届ける。教育委員会で開封して中身を調査して指示を出す。これ変わりありません。いじめのほうでありますけれども、市町村によってアンケートのやり方が自宅であったり、あるいは学校であったりという違いの関係でありますけれども、次長のほうでご答弁申し上げましたけれども、やはり声を拾うと。早期に発見するという意味では、

やはり多く出してもらうという基本的な姿勢がございます。それらのことから、砂川市の教育委員会としましては過去の実績からいって学校で書いてもらう、ここがやはり回収率がよろしいということでございますから、一人でも多くのお子さんの声を拾うという立場を尊重しまして、学校でということをもまず基本にやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第7号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第8号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） 国民健康保険会計での総括質疑を2点したいと思います。

今回の予算書を見ますと、歳入における雑入、これ1億93万8,000円、それから歳出に前年度繰り上げ充用金というのが6,050万円があるわけですがけれども、この数字のあらかず意味と、それから平成25年度の国保会計の現況といえますか、それをお伺いしたいと思います。

2点目は、今平成25年度現在での国保基金の残高はどのくらいになっているのかをお伺いします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 国保会計の収支状況についてご答弁申し上げます。

平成25年度予算に前年度繰り上げ充用金として計上しております6,050万円につきましては、平成24年度に基金を全て繰り入れても同額の赤字が見込まれることから、その赤字補填のため平成25年度において前年度繰り上げ充用金として6,050万円を計上したところであります。また、平成25年度に収支不足が見込まれております4,043万8,000円を加えた1億93万8,000円を雑入として計上しているところであり、平成25年度の収支不足額が1億円を超える見込みであります。しかしながら、平成24年度の特別調整交付金の特別事情分、いわゆる特特調1,800万円の内示を受けたところであり、さらに予備費1,500万円につきましても使わなかった場合にはそのまま残ることから、決算見込み上は表には出ていない3,300万円がプラス効果になるものと考えております。このことから、平成24年度の決算結果によりましては平成25年度予算に計上しております繰り上げ充用金6,050万円の削減が見込めるものであります。

次に、基金の残額でございますけれども、こちらは平成24年度におきまして約6,500万円、全てをそこに投入するということでございますので、平成25年度においては基金はほとんどなくなるという現状でございます。いずれにいたしましても、国保会計は

医療費が伸びているため非常に厳しい状況にあることに変わりはないものでございます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今のご答弁を聞くと、平成19年の1月に国保税の大きな増税があったのです。ちょうどそのときに同じように基金も全て使い果たし、それからいわゆる雑入、言葉は悪いけれども、空財源、ほかの年から持ってくるということになると思うのですけれども、そういう状況が今また見られているというふうにお答えになったというふうに私は考えるのですけれども、平成19年のときは値上げをして、国保税増税をして8,000万ほどの財源をつくり出して、やっと今に至っているという状況なのですけれども、これ以上国保税上げてもらったら困るのです。本当に国保税というのは意外とやっぱり高く、大きな税金なものですから、何とか値上げをせずに頑張ってもらいたいものだなというふうに思うのですけれども、このままいってしまうと危ないですよ、これ。国保会計を何とかするには、出ていくものをなるべく出ないようにしつつ、入ってくるものといったって国保税を上げて入ってくるのなら市民に負担になってくるわけで、結果的には何とか皆さんが健康で医療費を使わないように、しかも伸び伸びと生き生きと暮らしていくということになると思うのですけれども、その辺の何らかの、もう危機的状況だと思うのです、私は。今後の方策みたいなものはお持ちなのかどうかをお伺いをしたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長

○市民部長 高橋 豊君 ただいま国保税の関係のご質問がございました。確かに平成19年度にかなり大きく引き上げをさせていただきましたけれども、何とかここ数年、国保税を上げないように、本当に毎年毎年の綱渡りの状況でつないできたというのが現状でございます。ただ、その中でも基金を少しずつふやせたということはございますけれども、今回平成24年度で予算としては、決算見込みとして基金を全部使い果たしてしまうと、かなり厳しい状況ということになります。今までも医療費を削減するために、とにかく保健事業を重視してこれを進めてまいりました。保健事業につきましては、今後もとにかく続けていこうと思いますけれども、ただ平成22年の市立病院の本館開院以来、やはり医療費というのは少しずつ伸びております。ですから、病院にかかる頻度を減らすですとか、あるいは重症化を防ぐというのはもちろんでございますけれども、病院にかからないような生活習慣にしていくということに、平成25年度は少し保健事業を補強して実施をさせていただきたいというふうに思っています。この平成25年度におきましては、国保の被保険者負担の軽減及び新たな事業に取り組みながら医療費の削減につなげていきたいというふうに考えております。具体的には、国保の特定健診の個人負担金を現行1,500円、こちらを1,000円に引き下げさせていただいて、負担の軽減を図ることで特定健診の受診者を増加させ、特定保健指導の受診者をさらにふやしていくと。このことによって直接保健師が指導する、こういう人数をふやしていきたいというふうに考えております。また、通院されている方でなかなか特定健診を受診していただけないと、こういう方がおり

ますので、今基本的には合意をさせていただいておりますけれども、平成25年度からは空知医師会を通じて、今市内の医療機関に対して通院をされている患者さんで特定健診と同様の検査を受けている方、これ本人同意が基本でありますけれども、この検査結果を砂川市の国保のほうに情報として提供いただく。これ情報提供料もお支払いはするということになりますけれども、この情報を提供いただけると、特定健診の受診率が上がるというだけではなくて、特定保健指導のほうにもつなげていける効果があらわれるというふうに考えております。

また、市内65歳以上の方のインフルエンザ予防接種に対する自己負担額につきましても1,900円から1,000円に引き下げさせていただいて、接種率を向上させ、インフルエンザで病院にかかる方を減らしていきたいというふうに考えております。国保加入者におきましては、国保会計でこの分を負担するというにさせていただいております。今後も保健事業の充実を図りながら、医療費の削減に努めていって国保会計の収支の安定を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 今の答弁で大体わかったのですが、部長のお話で新本館ができればやっぱり医療費が上がってきたというのは、自分の中でも新本館建てるといいながらもそれが国保会計にはね返ってくるのかという、ちょっと困った状況だなというふうには思うのですけれども、平成25年度はインフルエンザの自己負担を安くしたり、国保ですから特定健診をとにかく受けてもらおうというような具体的な方策が示されたわけですが、ただ国保に入っている方々に今国保会計がこういう状況だということがなかなかわかってもらえないのではないかなというふうに思うのです。それは、病気だから病院に行くということは当然できないわけですが、ただもう少し健診を早目にとか、もっと多くの人たちが受けてもらうことによって、そういう状況が少しでも改善していくということは当然あり得るわけで、これ実は広報なんかを見ますと、ちょっとたまたまこの3年ぐらいの広報を見ていたのですけれども、必ず国民健康保険の現状という形で広報では載っているのです。10月1日号が定例の国保のものみたいなのですけれども、これ正直申し上げて今ここに現物あるのですけれども、グラフがあって、どういう仕組みがあってどうと。これによって運営状況等、医療費を下げていくにはというのもあるのですが、これ大体同じようなグラフと同じような文章で、どれだけの人が見てくれるかなと正直思うのです。結果的にこの状況、もしかしたらこのままいってしまったら、また国保税の値上げがあるかもしれないということを、やっぱりいかに早目に知らせていくか。ここが相当肝心なことなのではないかなというふうに思うのです。今の今年度の施策によって、健診を受けていってくれる人のパーセントが上がってくれば本当にいいことだなというふうには思うのですけれども、残念ながら砂川市の保健活動を見ていくと、特定健診の受診率は35%前後をうろうろしているという状態です。ただ、一度受けてさえもらえれば、さ

つき部長が言っていた特定保健指導というのは70%ぐらいですか。やっぱり一度気になったことは、ちゃんと保健師の指導なり話を聞くという状況になっているようですから、とにかく自分の健康に気をつけてもらうということなのだろうと思うのです。年齢別に健診の受診率を見ていくと、やっぱり若い人は少ないのです。年とっていくごとに自分の体のことを思うのでしょうか。健診率が高くなっていく。だけれども、砂川の場合は生活習慣病というのはかなり高いパーセントで、かかれる場合が多いという統計もとられていて、ここところが若いときから食生活とか、そういうものをやっぱり気をつけていくというのが大事なことなのだろうというふうに思うのですけれども、そこでぜひとも自己負担、それからインフルエンザ等々の施策はありつつも、もう少しこの辺の自分に対しての健康というものについての皆さんにもっと気をつけてほしいということをお願いをしてほしいなというふうに思うのです、広報以外にですけれども。もちろん広報の方法も、もっともっとやれる方法が私はあるのではないかなと。どうしても毎年毎年同じパターンになってしまうというのは、ちょっと残念だなというふうに思います。

それで、本当に市内でもいろんなボランティアの方々を含め、健康を維持するために、それからあるいは介護の、介護のことも同じですよ。やっぱり病気になって、年寄りになっていけば国保のほうにも関係してくるわけですから、いろんな方々がいろんな努力をされています。かなり意識をして私も見てきているのですけれども、いろんなことをやっている、いろんな動きがこれ本当に市民にまだまだ見えていないなというふうに正直申し上げます。特にまだ元気で健康でという方々にとってみると、それってよそのことというふうな感じがあるのですけれども、でも病気っていつ来るかわからないし、生活習慣病というのは特にそうだし、そんなような意味から、もっともっと早い段階から自分の健康に気をつけてもらうというようなことをやってほしいなというふうに思うのです。これは、おもしろい話なのですけれども、ある特定健診を受けに行った人が食生活改善協議会の、よくイベントなんかでやっていますね、あれ。コーヒー1本分にどのぐらいのお砂糖があるとか、普通だったら健康かなと思うような生野菜のジュースなんかでも25グラムも砂糖が入っていると。それお砂糖の量をここにぼんと見せるわけです。あれ見たら、大体の人がえっと。こういうのってとっても日常的にそういうのを見た瞬間に、そうか、ちょっと気をつけなければいけないというふうになってくるのだろうと私は思うのです。保健師さんたちの一人一人、1軒1軒回る努力というのは本当に頭が下がるし、これはもう当然これからも続けてほしいのだけれども、こういうことをもうちょっと平べったい言葉で言うとイベント化して、楽しみながらそういう健康のことを考えるというようなこともぜひやってほしいなと。市長にやにやと笑われたので、次に僕が何言うかなというのを大体予想しているのかなと思うのだけれども、やっぱりただただ、まず特定健診行ってください、行ってくださいというだけでは、俺まだ健康だし、大丈夫だという人をそういう場面に連れていくことってなかなか難しいだろうなというふうに思います。

そんなような意味からすれば、先ほどから言っている食生活改善協議会を初め、あるいはいきいき推進運動委員の方々を初め、ボランティアでみんなの健康のためにと頑張っている方々をもう少し表に出していくためにも、前に僕言ったことありますけれども、やっぱりいきいき・にこにこフェスティバルみたいなイベントを打って、違う意味からでも健康や介護に向けての興味を注いでもらったらいいのではないかなというふうにも今でも思っていますが、市長も部長もあのときもほとんど興味を示していただけなかったので、これもう一回言っても無駄なことだなと思いつつも、ただやっぱりこういうことってとっても大事なことだというふうには思います。国保税が上がらないためにも、市民が健康でいられるためにも、もう少し何かいい知恵があってもいいかなというふうに思っています。そんなようなことから含めて、国保会計がこれからは何とか健全で、値上げがなくて済むような、いわゆる健康、介護、福祉などについての広報の仕方、これをもう少し工夫していただければというふうに思うのですけれども、何かその辺のところでは具体的なちょっとこういうふうなことをしてみたいなということはあるのかないかお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 先ほど特定健診を含めた特定保健指導につなげていくというようなことで、保健事業を充実させていきたいということでお話をさせていただきましたけれども、広報につきましては、これ毎年特集号で出しておりますので、これが有効に皆様に読まれるかどうかについては毎年検証させていただいていますから、同じような流れになっているのであれば、またこれは内部で検討して、読みやすく、わかりやすいように、変えれるところがあれば変えてまいりたいというふうに思います。

それから、周知の方法については、医療費通知といって医療費を通知する場合もございますので、この辺の中にもパンフレット等は入れて、実際に病院にかかられている方にも、これは何カ月かに1回ですけれども、周知をしているという部分もございます。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、保健事業の充実を進めるに当たっては、この一般的な広報周知ですとか個別に対する周知というのもそうなのですけれども、やはり一番効果があるのは特定保健指導だというふうに思いますので、とにかくそこに行くまでにたくさんの人をそこに対象者として持っていくということがもう一番重要だなというふうには考えております。ですから、特定保健指導の食事の関係であればもちろん栄養士さんが対応して食事指導なんかも行いますので、そういった中で必要があれば食生活改善協議会さん、あるいはいきいき運動推進員さん、そういう方も含めて個別具体的に指導を行っていくと。この積み重ねが最終的に医療費を抑えていくということになるというふうに思っています。ですから、先ほどイベント等のお話ございましたけれども、こちらのほうも全く検討していないわけではありませんけれども、ただもしこれが一過性で終わってしまうとすると、やはり一人一人に訴えかけると。実際にその方が特定保健指導を受ける人だとすると、必

ず検査結果で少し マークとかバツェンマーク、つまり多少ここは直したほうがいいよということが出てきますので、そういう方はやはり熱心に耳を傾けてくれるということでございますから、本当に元気な方は、これは広報でも通知でもなかなか自分のことと思っ  
て見ていただけないという部分もございますので、まずはとにかく最終的に指導できる方をふやして、そして個人に訴えかけるということで保健事業を推進してまいりたいという  
ふうに思っております。

○議長 東 英男君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 8 号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第 9 号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 9 号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第 10 号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 10 号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第 11 号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第 12 号の総括質疑を行います。

質疑ありませんか。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員（登壇） それでは、議案第 12 号、砂川市立病院事業会計予算の中から質問させていただきます。

市政執行方針のほうにも載っております IT 活用による待ち時間対策というのがあるのですけれども、これについてどのようにされるのかということを知りたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） IT 活用による待ち時間対策の内容についてご答弁申し上げます。

従来から待ち時間対策につきましては多くのご意見やご指摘等があり、種々検討しながらも対策を講じてまいりましたが、さらなる対策を進めていかなければならない状況となっております。このような中で、外来受診時の待ち時間を少しでも有効に活用したいとい

う声も多く聞かれるため、現在各分野でIT化が進められている実情を踏まえ、ITの活用、いわゆる携帯電話、インターネットなどによる待ち時間対策の一環として、新年度予算に資産購入費で診察案内表示システムの導入を計上したところであります。この予定しております診察案内表示システムは、来院した患者さんが受け付けを完了した後に診察券を専用のカードリーダー、いわゆる専用端末機でありますけれども、これに通すことで自分の診察までに何人の診察待機者がいるのかを表示するものや患者さんの携帯電話にメール発信するもの、さらに患者さん自身が専用のサイトにアクセスすることにより待ち時間の状況が確認できるといった内容のシステムであり、メール配信をご利用される場合については事前に患者さん自身の携帯番号の登録が必要となりますけれども、こういったシステム内容に検討を加えながら、少しでも簡易な取り扱いできるシステムの導入を目指すというものであります。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 本当に待ち時間というのはないのが一番いいのですけれども、実際問題長い、短いにかかわらず、そういったことが起きてしまうのは現状いたし方ない部分はあるのかなとは思いますが、その中でやっぱりいつ呼ばれるかわからない。付き添いの方も含めてある程度、あと何人後に自分が呼ばれるのか、今か、今かと待っていればその席を立つことすらもなかなかちょっとできないという、そういう部分に関しては、そういったことをやることは非常に有効なのかなというふうに思って聞いておりました。あとは、外に出た場合にそういうメールのサービスを事前に登録しておけば連絡が来るということになるのですか。そういうことであれば、またそれも利便性が高いのかなと思いますし、病院へ行こうかなという思いの中の、例えば病院が今どういう状況になっているのかというのがまた外から見れるような状況もということになれば、それはまた一つの待ち時間を未然に防ぐような効果があるのかなというふうには理解させていただきました。

その中、今2回目の質問といたしまして、実際の実行時期というか、大体どれぐらいをめどにそのシステムスタートさせるのかなというのが、もし今の段階でわかるようであれば教えていただきたいなと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 このシステムにつきましては、いろんな問題も抱えておまして、今の段階では3月に患者さんのアンケート調査して、どういうことを希望されているとか、そういうのを把握しましたので、これに基づいて7月ぐらいまである程度その中身を精査しながら、一応、今後進めていこうかなと。ただ、システム的には情報を提供するわけですから、当然回線の問題とか、いろいろございますので、ある程度原案をまとめた中で、できれば秋ぐらいには開始できるように、逆に言えばもっと早くなればそれで非常にいいのですけれども、そこを目指しながら、ちょっと研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 今ほど精査をしながら、遅くても秋までにはというふうなご答弁だったのかなと思います。あと、もし細かいことがあれば予算のほうで聞いていきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の総括質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて総括質疑を続けます。

小黒弘議員の総括質疑。

どうぞ、小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、病院事業会計の総括質疑を行いたいと思います。

私は、病院会計ずっと気になっておりまして、ただなかなかわかりづらい会計なものですから、必ず減価償却費を除いて3条、4条、いわゆる収益的収支、資本的収支のキャッシュフロー的な収支状況を見るようにしているのですが、私の計算では平成24年度、この前可決されていますけれども、補正予算では実質財源不足は約1億6,000万ぐらいで、この調子だとまあまあだなというような感じはあったのですが、平成25年度の予算に関しては減価償却前の損益では1億円にちょっと届かないぐらいな利益しかなくて、最終的に資本的収支、借金返しの分まで入れていくと、結果としては約4億5,000万ぐらいの収支不足になるというような状況になっていると思うのです。また、これも私が考える上でこの予算書を見ていくと、その大きな要因というのは2つあって、まず給与費が3億円ふえているのです。それから、先ほど多比良議員の話にもあったいわゆる資産購入費というのは5億円増ということになっています。そんなようなことで、やっぱりちょっと収支状況が25年というのは大きく悪くなってしまうかなというふうに私は読んでいるのですが、今の大きな2つの要因、給与費3億円増、あるいは資産の購入費5億円の増ということについて、どのような要因で今回そうするのかという点をまず1点お伺いをいたします。

それから、この前も市長はたしか、どの時点だったかわかりませんが、覚えていないのですが、元利償還のピークがちょっとおくれるのではないかなというような市長の発言もあったのです。私も何となくそんな感じがするのですが、つまりこの25年度の予算を見ていくと、では果たして元金償還のピークは今までは27年とされているのですが、本当にその辺でピークを迎えられるのかどうか、そしてピークの償還額というのは幾らぐらいになるのかという点を大きく2点でお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監（登壇） 佐藤 進君 現金収支、平成24年度前と比較いたしますと不足が見られる。そして、理由としては給与費と資産購入と思われるが、それぞれ増加する要因についてご答弁を申し上げます。

当院は、地域がん診療連携拠点病院や災害拠点病院、地域救命救急センターに指定されるなど急性期基幹病院として救急医療、高度専門医療における診療体制の拡充や施設整備の充実を図ってきたところであります。給与費についてであります。急性期病院経営の目安といたしまして、対医療収益比率が60%前後とされており、当院も可能な限り努力しているところであります。新年度予算では医療体制充実確保を図るため、医師などの医療従事者も増員を予定しており、医師は総合内科医、精神科医、循環器内科医を増員し、職員数で72名、また看護師は一般病床利用率80%を考慮した7対1看護基準、さらにはHCUの休床解消を図るため、12床稼働を16床稼働へとしたことによる4対1看護基準を維持するため、職員数で420名、医療技術職では検査技師など職員数で101名を予定したところであります。

次に、平成25年度の資産購入につきましては、がん細胞が正常な細胞に比べ熱に弱いという性質を利用し、がん治療を行うがん温熱療法装置や心疾患や脳疾患等の重篤な患者に対する手術等の安全性を高めるために、血管造影装置と手術台を設置するハイブリッド手術室、患者さんの待ち時間対策として、患者自身の現在の待ち状況を院内の専用端末や自己の携帯端末などにより確認できる診察案内表示システムなどの購入費を予算計上していることから増加しているところであります。

次に、資産購入費に対して企業債の借入れがあるが、今までの償還予定のピーク時が変動するか、またピーク時の元金償還額についてであります。平成25年度の企業債は4億20万円を予定しております。第6期総合計画の資産購入費1億円に対する企業債と比較いたしますと元金償還金は平成30年度までは各年度で増加する見込みであり、ピーク時の元金償還額として約9億9,000万円を予定しております。

なお、ピークについては大きな変動がございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 たまたまちょうど10年ぐらい前の予算書を今回で見る機会があったのですけれども、市立病院の高度化というのはもうすごい勢いでして、入院費なんかを見ると今までは、10年前ぐらいは1人当たり4万円ぐらいだったのが、今はもう5万円を超えというほどの大変な勢いではあるのですけれども、果たして何ぼお金使ってくれたらとどまるのだろうというところは正直あって、今回ちょっと本当にびっくりしたのです。資産購入費の説明書というのは、この予算書の50ページにざっと並んでいるわけですが、合計で5億という金額が今回出てくるのです。一つ一つ大きなところを聞いてみたいなどは思うのですけれども、細かくなってしまうので、それは予算委員会なのかなと

いうふうには思うのですけれども、あと人件費の関係で審議監の話がどういふのかなというのは今一瞬ではちょっと理解ができなかつたので、ごめんなさい。ただ、今回たしか条例が改正されて、定数もふえたということになれば、3億円は前年比から比べると増加しているのです。ちょっと聞いている限りでは、高度医療の関係でこれまで7対1の看護師、これ集めるだけでも大変だったのだけれども、急性期になっていくと4対1ということになると、やっぱり相当看護師さんもふやさなければならないし、その分お医者さんもふやさなければならないのだろうということにはなると思うのです。ただ、私もざっと計算してみるとお医者さん1人当たり大体1,500万ぐらい稼ぐ。変な言い方ですけども、医業収益が上がるといふ計算になります、単純な計算ですけども。看護師さんだと1人当たりで大体2,600万ぐらい。つまり人件費が増加すれば医業収益も上がっていくのではないかなというふうに思うわけです。また、そうならないと困るわけですよね。なのに今回どうしてここまで人件費の分が医業収益につながってっていないのかとか、あるいはこの資産購入もそうですけれども、5億円の資産購入使っていくと、それはやっぱりある程度収入として戻ってきてくれないことには困るわけですよね、経営的に言えば。そんなような意味からすると、特に人件費の場合は、給与費と言ったほうがいいでしょうか。今回の25年の予算の中ではそういう人件費が上がることによって収益も上がっていくというようなことがあって、この予算書になっているのかどうか、その辺をちょっとお伺いをしたいと思います、これ2回目ですけども。

それと、資産購入費の場合、特にハイブリッド手術室とかというのがここだけでも3億近いお金になっていくわけで、そもそもが資産購入費というのは、このまま5億円を現金で払っていくものなのか、何らかの国からとか道とかの手当てみたいなものというのはちゃんとあってこういう資産購入というのを決めていっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 佐藤 進君 まず1点目に、給与費の関係でございます。それで、病院事業収益当初予算につきましては具体的患者の状況等、把握できない部分がございます。そういうことから、前年度決算見込みとほぼ同程度の内容で積算し、そして計上しております。そういう中で入院収益では先ほどHCU4対1看護ということでお話しさせていただきましたけれども、HCUの増床を含め一定の収益増が想定されるところでありますし、また救命救急センターに対する交付税が算定されているところでございます。

次に、資産購入にかかわる部分でございます。この資産購入に対します補助金といたしまして道補助金1億円を計上しているところであり、またこの資産購入の起債借り入れに対する後年度の元利償還になりますけれども、これに対しましては病院事業債のほうでは22.5%、過疎債のほうでは70%の交付税措置がされるところであります。したがって、給与費とか資産購入の増加費用、これらに対する収入について一定の収入確保が

できるものと考えております。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 3回目の最後の質問になるのですけれども、これは開設者でもある市長にぜひ伺いたいのですけれども、最終責任者は市長であるわけですから。実は私たち議員がもらっている収支見通しというのは平成21年の10月に総務文教委員会に出されたものしかないのです。先ほども言いましたけれども、今の市立病院の成長ぶりというのは、どうも最初の建てかえを考えていたとき以上に進みぐあいが大きいというふうに私思うのです。そういう意味は、例えばそれ収入のほうでは医業外収益、いわゆる交付税から入ってくるような金額も最初の計画でいけば7億ぐらいだったのが今はこの25年でみると10億ぐらい入ってくるということにもなっていますし、でも今度逆に、出るほうでいえば今話題にしている給与費は最初の計画でいくとちょうど25年のあたりは55億ぐらいで計算されているものが今回は63億6,000万の給与費です。つまりもう8億円ぐらいずれが出てしまっているのです。もう一つは、今回の資産購入費ですけれども、これ我々が持っている資料でいけば、さすがに改築開院近くというのはどうしても新しい医療機器が入ってきますから、たしか50億ぐらい使ったわけですよ。それから先というのは、余りお金は使わないで済むだろうと。その数字を言うと驚くのは、資産購入費は大体1億円ずつで試算をしていっているのです。多くても1億5,000万ぐらい、改築のときにちゃんと整えたのだから、しばらくはそれで使っていけるだろうという収支なわけです。ところが、今回全面グランドオープンしたと思ったその次の日に1億円が5億円です。これこのままずっとお医者さんの言うように、お医者さん聞いていないといいですけれども、お医者さんは新しい機械、最新のものがどんどん、どんどん出てくるわけですから、きっと欲しいでしょうし、買いたいのだろうと思うのですけれども、ここのところはやっぱり開設者としては、いやいや、ちょっと待てと。それが待てというのか、ちょうどつまり患者にとってもこれはというふうな判断をしていくのかということころは、とても難しいところだと思うのですけれども、これ余りにもちょっと最初の収支見通しと違い過ぎてきたなというふうに私は思うものですから、まずその辺のところを市長、どんなふうにお考えになっているものなのか、それとぜひ議会のほうにもやっぱり収支見通しというものをもう一回考え直す、現状に合わせたような形でこれからピークを迎えていくという、こういう中で、これ最初のころは21年の資料ですからもう全然古いわけで、少しそんなようなことも指示をしていただいて、私たちのほうにいただければなというふうにも思うのですけれども、この辺あわせて最後にご答弁をいただければと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） なかなか難しい問題ですので、私のほうからご答弁をさせていただきます。

うちの病院ちょっと特殊な形をとっているというのか、田舎にある病院の割にはモンズ

ター化していると。1つには、建設時で想定しない第3次医療圏の救命救急センターに指定をされたと。それによって砂川市立病院の守備範囲が大きく広がっていったと。それで、今病院が潰れる要因は一体何にあるのかと。1つには医者不足、もう一つは診療報酬の削減、それと収支の見込みの立たないのに病院を改築する、この3つのパターンに大体おおむね破綻する場合には限られると。ただ、全道医者が減る中で、どういうわけだか砂川市立病院は医者がふえ続けていると。先ほど小黒議員さんが言われたとおり、医者1人入ると1億5,000万円とかと言われていましたけれども、1人が来るとそれだけ稼ぐと。それは恐らく、ハイブリッドも私は容認をしました。3次医療圏で医者を確保する。そして、救急が本当に不採算部門なのかということ、今、結構手厚く国のほうの手だてがあって、それが入院のほうの費用の増加につながっていると。これをどんどん広げていって、機器も入れながら、医者も確保すると。限度は来ます。だけれども、ある程度今成長しつつあるうちの病院は、増床しながら医者呼び、そしてそれを償還に回していくと。それが現時点ではできている病院というふうに私は見ております。ですから、医者が確保されている限りうちが致命傷を負うことはないだろうと。ただいま小黒議員が言うとおり、小俣事務局長も心配されているのは、どこまで医療機器を買えばいいのだというのは永遠の課題であって、医療部門と財政部門との葛藤が恐らくあるのだろうというふうに思いますから、そこはやっぱりある程度節度がないとどんどんいってしまうと。どこかでやっぱり頭打ちの時期が来るだろうと。ただ、現段階では砂川市立病院がひとり勝ちのような、道に言わせればひとり勝ちでどうするのだと。私も副知事に怒られるのですけれども、何せ今は投資をしながら成長して、大きく伸ばしていかなければならない病院になっているのは間違いなくて、建設時には想定されていないことがいろいろ起きていると。だから、あの収支が本当に私も見ても当てになるのかということ、全然当てになっていないと。病床利用率も根本的に違くと。だから、ある程度恐らく内科の医者はかなり負担ふえていると思うのです、当初の見たよりも。なぜかということ、償還がふえてくる。それにあわせて病床利用率も上げて、償還額にあわせて収支が何となく合ってきていると。それはどうなっているかということ、医者が稼いでいるのもあるけれども、稼働率、医者が勤務する時間帯がハードになってきていると。それでも現時点、24年度までは資料を見る限りは合っていると。ただ、25年度の予算の組み方、正直言って私もう市長になってから詳しく中身を聞こうとは思わない。余りにも、最後になると帳じりが合っている、予算のときには合っていないというのが続くものですから、恐らく財政的なテクニックなのかどうかはちょっとわからないのですけれども、今の段階ではそういう状況にあって、だから医者がふえている限り恐らくうちの病院は最低限、致命傷は負わないだろうというのが私の根拠でございます。ただ、医療機器はある程度は院長、気持ちわかるけれども、少し抑えてもらわないと、どこかでやっぱり限度が来るのでないかと。それで、救急医療の中で結構収益を上げるというのも一つの手だし、それを枠広げていってもいいのでないかなという感じはします。

それから、資料の関係です。これちょっと私のほうですぐ全部を言っているのかどうかというのはあれですけども、いいみたいな顔をしていますので、確かに議会に示すべき資料なのです、収支は。ただ、余りにも単年度は当たるとは思いますが、うちの病院が成長を続けている限りその収支が合うのかと云ったら、現実に私自身はどうにそれを諦めて、小黒議員が先ほど言いましたキャッシュフローに、もう私は20年ごろからキャッシュフローしか見ないようにしていました。それでもつのか、もたないのかという判断をしてきたので、それらも踏まえてある程度は、長い期間は無理だと思います、収支を見せるのは。余りにもうちが成長していて変わり過ぎるので。でも、現状なり今の状況なり二、三年の中ではこういう見込みというのはある程度出してもいいのではないかなというふうに考えております。

顔をうかがいながらちょっとお話をしましたけれども、私の見解は以上でございます。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員（登壇） それでは、議案第12号 平成25年度砂川市立病院事業会計予算の総括質疑を行います。

今年度導入予定の機械備品について。がん温熱療法装置について、1点目、どういうものなのか、2点目、メリットについて、3点目、医師、看護師の配置はどうなるのか、いつごろから治療できることになるのか。

次に、ハイブリッド手術室について、1点目、どういうものなのか、2点目、メリットについて、3点目、ハイブリッド手術室が導入されると道内で何番目となるのか、医療機関の状況はどうなのか、4点目、医師、看護師の配置はどうなるのか、いつごろから治療できることとなるのか。

以上、1回目の質問です。

○議長 東 英男君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君（登壇） がん温熱療法装置とハイブリッド手術室の関係についてご答弁申し上げます。

まず、がん温熱療法装置の関係から順次ご答弁申し上げます。初めに、この装置がどのようなものなのかであります。がんの治療には手術、放射線治療、化学療法、免疫療法のほかにかん組織を加温する治療法が、がん温熱療法で、ハイパーサーミアと呼ばれているものでございます。これは、電磁波を用いて加温するもので、加温の方法は専用の治療ベッドに横たわり、2つの電極で病巣を挟み、通電される8メガヘルツのラジオ波によって加温を行うものであり、1回の治療時間は40分程度であります。

次に、がん温熱療法のメリットであります。温熱治療は副作用がほとんどなく、安全に治療が行えるものであります。また、温熱療法は単にかん組織を加温してがんを攻撃するだけではなく、組織の血流をよくすることでより多くの抗がん剤ががん病巣に到達させることから、化学療法との併用において少ない抗がん剤でも腫瘍の縮小が期待できるもの

でございます。また、熱によって生まれた体内のたんぱく質が抗がん剤の作用を高めることや抗がん剤の副作用を抑える働きもあるところでございます。

次に、がん温熱療法における医師、看護師等の配置と治療開始時期であります。がん温熱療法については臨床工学技士が主に担当することとなりますが、当面の間は医師も立ち会って治療に当たる予定としております。なお、このがん温熱療法装置を導入するに当たり新たに臨床工学技士等の増員は行わず、新年度当初における職員体制の中で対応していく予定であります。また、治療開始時期につきましては、現在の予定としては9月ごろを予定しているところであります。

続きまして、ハイブリッド手術室の関係について順次ご答弁申し上げます。初めに、ハイブリッド手術室がどのようなものなのかであります。ハイブリッド手術室は手術室内に血管造影エックス線診断装置を配置した手術室で、開胸や開頭などの外科的治療及びカテーテルによる内科的治療を組み合わせることができ、患者の低侵襲化、いわゆる体に負担が少ないことと効率的な治療の提供を目指すものであります。特にエックス線撮影し、直ちに高画質な3次元画像を作成、観察しながらその場で血管修復術の手術であるステントグラフトなどの先進的な手術を迅速かつ安全に実施することが可能となるものでございます。

次に、ハイブリッド手術室のメリットについてであります。手術中に内科的治療であるカテーテル治療と外科手術を可能とするものであることから、手術リスクの高い高齢者や開胸手術などで体力的に困難性が高い患者さんの治療が可能となります。また、血管内治療中に突然合併症が起きてもその場ですぐに開腹、開胸といった外科的処置により対応できるため、別の場所へ搬送するリスクが大幅に軽減されます。さらに、外科、整形外科領域における人工股関節手術においても透視能力が高いエックス線診断装置を使用できることから、位置決め非常に有効なものであります。

次に、ハイブリッド手術室の導入状況でございます。現在北海道内においてハイブリッド手術室が稼働している病院としては、北海道大学病院、旭川医科大学病院と札幌市内の民間病院が1カ所であり、札幌医科大学附属病院は現在整備中で25年度の供用開始を目指しております。また、今後においては現在改築中の市立小樽病院や北見赤十字病院においてもハイブリッド手術室が計画されているところであります。このことから、道内の自治体病院としては最初に導入されることとなる予定でございます。

次に、医師、看護師等の配置と治療の開始時期であります。ハイブリッド手術室については本館3階の中央手術室内に設置していく予定であり、このハイブリッド手術室専属の医師、看護師などを配置するのではなく、現行のスタッフの中で対応していく予定であります。なお、ハイブリッド手術室の供用開始については、平成26年度の早い段階を目指しているところであります。

○議長 東 英男君 辻議員に申し上げます。総括質疑ですので、整理して質問してくだ

さい。

辻勲議員。

○辻 勲議員 それでは、あと2点についてお伺いします。

今がん温熱療法の装置についても、がん患者にとってより効果があるということもわかりましたし、市立病院には近隣の市町から多くのがん治療を求めに来ていると。また、がん治療連携拠点病院として、がん治療に対する施設整備を進めて、地域の完結型医療を提供しようとしているということがうかがえるのだけれども、ここでちょっと参考に市立病院に治療で受診されている患者さんがどの程度いるかということをお聞きしたいのとハイブリッド手術室について、北海道初め全国的にも高度の医療を提供できるという病院が設置できるのかなというような状況が今答弁でわかった気がするのですが、療養病院だと比較的小さい規模の病院では非常にこれ不可能な状況という部分があって、今答弁ありましたように大学病院だと急性期医療を展開している大規模の病院がこれから構築しているということもわかりました。今回この導入によりまして、精度の高い医療機器で安全な医療を提供できるという体制を構築することは、都会ではない、先ほど市長も言っていましたけれども、地域での医療のあり方について、本当に医療のモデルになるのではないかというふうに思えるのですけれども、このことのお考え方について2点伺います。

○議長 東 英男君 市立病院事務局審議監。

○市立病院事務局審議監 氏家 実君 まず、2点ご質問があったうちの当院でがんの患者さんがどの程度受診されていらっしゃるのかといった点についてご答弁を申し上げます。

当院において初診、さらには診断、治療の対象となった腫瘍を登録対象といった形で集計しております。そうした中では、平成22年、これにつきまして男性で288人、女性180人、合計では468人、平成23年となりますと男性326人、女性195人、合計で521人ということございまして、年齢別ではやはり70歳代が最も多い状況にあり、次いで60歳代、そして次いで80歳代、そして50歳代といった状況でございます。あと、地域別ではやはり砂川市内の方が120人程度で最も多く、続きまして滝川市の80人程度、さらには芦別市、赤平市、歌志内市、上砂川町、奈井江町などの方々が30人台から40人台程度となっているところでございます。

それと、2点目のこうしたハイブリッド手術室のような最先端の医療機器ということで導入すると。議員さんからのご質問の中では、医療のモデルといったことになるということに思えるようですが、その考え方といったことでのご質問でございました。これにつきましてご答弁申し上げます。当院におきましては、やはり良質の高度医療と。さらには、全人的な医療と、こういったものを目指しているといったことは今後とも変わりはないわけございまして、特にハイブリッド手術室の導入、これをすることによりましては地域住民の生命を守る上では極めて大きな役割を發揮するというふうに考えておりますし、さらには医療従事者、ドクターを初めコメディカル、さらには看護師等、こういった医療従

事者の方々のモチベーションを持続する、さらには高めていくと、そういったものであるというように考えているところでございます。また、ハイブリッド手術室を整備することにおいて、整備が終わった後におきまして、やはりこの中空知といった地域においても東京、さらには札幌市と、そういった大都市にも負けないような医療を提供できるものとなります。そういったことからしますと、地域間における医療格差といったことを是正することにもつながっていくのではないかなというふうに考えているところでございます。さらに、ハイブリッド手術室、当然研修医等の臨床実習にも活用が可能であるといったこと、さらには若い医師が最先端の医療現場でそういったものを体験できるといったこともございます。そういったことからすれば、最先端の高度医療をもって地域医療を支えていくことができるのではないかと。そういったことを考えているところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 辻勲議員。

○辻 勲議員 今の答弁で、がん治療に訪れる患者さん本当に多いのだなという実態もわかりました。また、現在国においても子宮頸がんの検診だとか、またそういう対策を行っているところでもあるのですけれども、市立病院におかれましては、がん診療の連携拠点として指定を受けながら、がんサロンとかも行っているということで、患者とともに本当ががん治療医療に取り組んでいるというふうに私も思っておりますけれども、当然として病院の経営状況を見ながら、新たな医療機器の購入という部分では予算計上されていると思いますけれども、北海道内においても他の自治体病院と比較しても新たな医療に取り組む姿勢というのは、まさに市長が言われている医療のまちとして期待していきたいなというふうにも思っていますし、また同じくハイブリッド手術室の設置についても安全で安心な医療を展開するということが目的というふうに今言われました。医療に関しては、医療の質を高めるということ、また医師不足の、先ほどもお話ありましたけれども、状況が不足で、医療が展開できないという医療機関とか地域が数多くある状況ですので、その環境が整備された病院をつくるという一つの手段にもされるように期待したいなというふうに思っています。そういった意味で医療の質が高まることを本当に期待して、総括質疑を終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第12号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております26議案は、議長を除く議員全員で構成する第2予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

休会の件について

○議長 東 英男君 お諮りします。

第2 予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

散会宣告

○議長 東 英男君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時39分